

## エセルバート法典の言語と規定の内容について

大 沢 一 雄

### 〔I〕

アングロ・サクソン語(Anglo-Saxon)すなわちOld English (以下、略語のOEを用いる) 研究のための資料には、詩、ラテン語文献のOEへの翻訳、年代記等のほかに、法典すなわち制定法や特権状、命令状、遺言書等の法律的文書があるが、これらの制定法や法律的文書については、研究者が比較的少なく、特にわが国においては、ほとんど皆無であるといつてよい。そこで、これらの制定法のうちイギリス最初の制定法でしかもイギリスで最も古い文書とされるエセルバート(Ethelbert < Æþerberht=Æðelbirht)法典の言語と規定の内容について検討を加え、かつ、規定の全文に訳注を施すことによって、中世初期のゲルマン社会の、したがって初期アングロ・サクソン社会の一面を明らかにしてみたいと思う。

エセルバート法典は、イギリスのアングロ・サクソン時代初期のケント(Kent)王エセルバートが制定した法典とされるが、それが制定された年代を示す記録はなく、したがって、その正確な年代は明らかでないが、後述のように、その第一条には、キリスト教の教会や聖職者の財産を窃盗から守るための規定が置かれているから、ローマからキリスト教布教のためにイギリスに派遣されたオーガスティン(Augustine < Augustinus)が布教を開始した後であることは明らかである。

ところで、ベーダの「英国教会史」(B[a]eda [=Bede], *Historia ecclesiastica gentis Anglorum*)には、

ANNO ab incarnatione Dominica sexcentesimo decimo sexto, qui est annus vicesimus primus ex quo Augustinus

cum sociis ad praedicandum genti Anglorum missus est, Aedilberct rex Cantuariorum post regnum temporale, quod quinquaginta et sex annis gloriosissime tenuerat, aeterna caelestis regni gaudia subiit.

(オーガスティンが同僚たちとともにイギリス人に伝道するために送られて来てから21年後のキリスト紀元616年に、世俗の王国の56年間にわたる最も栄光に輝く統治をおこなったケント王エセルバートが天上の王国の永遠の歓喜の中に入った。)<sup>(1)</sup> という記録があるし、また

Defunctus vero est rex Aedilberct die vigesima quarta mensis Februarii, post viginti et unum annos acceptae fidei,

(王エセルバートは、信仰を受け入れてから21年後の2月24日にまさしく、その生を終えた、<sup>(2)</sup>) ということも記録されている。そこで、エセルバートが死んだ616年を基点として21年さかのぼると、オーガスティンがイギリスに来たのは595年であり、エセルバートが改宗したのも595年ということになる。しかも、アングロ・サクソン年代記のMS. A595年には、

Her Gregolius papa sende to Brytene Augustinum. mid wel manegum munecum. þe Godes word Engla ðeoda godspelledon.

(この年に、教皇グレゴリーは、ブリテン(島)に非常に多くの修道士とともに、オーガスティンを派遣し、彼らは、イギリス人に福音を伝えた。)と記録されている。また、同じ年代記のMS. Fの552年には、

7....igoðan<sup>(3)</sup> gēare his rīces he underfeng fulwiht ærost cinga on Brytene.

(彼の治世……年に、彼はイギリスの王として最初に洗礼を受けた。)と記録されており、治世何年かは示されていないが、空白の部分に補うとしたら、*prit*を補って*pritigoðan* (30 [年]) とすべきであろう。なぜなら、エセルバ

ートが王位についたのは、アングロ・サクソン年代記MSS. A, E. およびFによれば、565年であるから、[twēnt] を補い、twēntigoðanとすれば、585年となって早過ぎるし、また、ān, twā等の端数を加えると、ān and þrit, twā and þritというように長くなって、空白の部分に入り切れなくなるからである。[þrit] を補えば前置詞等を加えても、[on þæm þrit] igoðanで、それほど長くないし、意味も彼の治世30年、すなわち595年となり、前述の595年とも一致する。そして、オーガスティンがイギリスに来た年にエセルバートが改宗したことになるのである。

しかし、このことは、二つの点で問題になる。Bedaによれば、一つは、教皇グレゴリーがオーガスティンと修道士たちをイギリスに送ったのが596年、オーガスティンがイギリスに着いたのは、597年であり、もう一つは、エセルバートは、オーガスティンに会ったときに、布教を許可し、住居や食料をあたえることを約束した<sup>(4)</sup>が、すぐには改宗しなかったということである。すなわち、「英国教会史には、これらの点について、次のように記録されているのである。

Anno DXCVI, Gregorius papa misit Britanniam Augustinum cum monachis, qui verbum Dei genti Anglorum evangelizarent.

(596年に、教皇グレゴリーは、イギリス国民に神の福音を伝えるために、オーガスティンを修道士たちとともに、イギリスに送った。)<sup>(5)</sup>

Anno DXCVII, venere Britanniam praefati doctores, qui fuit annus plus minus centesimus quinquagesimus adventus Anglorum in Britanniam.

(597年に、前記の教師たちはイギリスに着いたが、それは、イギリス人がイギリス(ブリテン島)に来てからおよそ150年後のことであった。)<sup>(6)</sup>

Pulchra sunt quidem verba et promissa quae affertis ; sed quia nova sunt et incerta, non his possum assensum

tribuere, relictis eis, quae tanto tempore cum omni  
Anglorum gente servavi.

『汝らの語る言や約束はたしかに立派であるが、それは新しく、不確実なことであるから、余は、全国民とともに、かくも長い期間信奉して来たことを放棄して、それを承認することはできない。』<sup>(7)</sup>

ところが、前述のように、616年を基点として逆算した場合には、オーガスティンがイギリスに来たのは595年でありエセルバートが改宗したのも595年ということになるから同じ著書の中にこのように年代や記述の不一致が見られるのである。そして前掲の年代記MS. Aの595年の記録はMSS. B, C, E, Fでは596年になっていてベーダの記録と一致するが、しかし、A595年の記録は抹消されたところに再び書き入れたものであり、訂正者の唯一の訂正箇所は、596年を595年としたことである、とされている<sup>(8)</sup>のである。これは、前述のように、ベーダの記録によって逆算した場合に595年となることからそのように訂正したものとも考えることもできるであろう。

また、エセルバートが、オーガスティンに会ってすぐに改宗しなかったという点についても、妻のバーサ(Bertha)がすでにキリスト教徒であった<sup>(9)</sup>から、彼自身もキリスト教に対してかなりの理解を持っていたことは明らかであるし、したがって、すぐにではなくてもその年のうちに改宗したことも考えられるのである。

しかし、1年の起点をどこに置くかによって、すなわち、暦年の1月1日にするか受胎告知の日(3月25日)にするか、または別の月日たとえば秋分のころ(9月24日)にするか、クリスマスの日にするか、などによって1、2年のずれが出て来る<sup>(10)</sup>ことも考えられるし、ベーダの記録は8世紀のものでエセルバートの時代からおよそ150年たっているから、595年であるか、596年であるか、或いは597年であるかということを確認することは困難であり、また、それは、必ずしも必要なことではないであろう。

問題は、これらの年代がエセルバート法典の制定の時期とどのようにかかわっているかということである。前述のように、エセルバート法典の制定の時期は、オーガスティンがイギリスに来てからのことであるが、それは、その年であるか、1年後であるか、2、3年後であるか、「英国教会史」にも、「アングロ・サクソン年代記」にも、まったく記録がない。602年または

603年とする説<sup>(11)</sup>があるが、むしろ、その制定はもっと早い時期におこなわれたのではなかろうか。なぜなら、Bedaの記録(127)では、教皇から教会の財産の窃取に対する処罰の指示を受けたのは597年とされているし、また、エセルバートがキリスト教の布教を許可し、聖職者たちに住居や食料をあたえて保護することを約束した以上、教会や聖職たちの財産を異教徒から守るための措置を早急にとることが必要であったと思われるからである。したがって、後述の第一条のような教会や聖職者たちの財産を保護する規定を盛り込んだ法律を制定することは、それほど後のことではなかったであろう。おそくても、1、2年後、したがって、6世紀の末と考えて大過ないように思われるのである。<sup>(12)</sup>

しかしながら、エセルバート法典が6世紀の終りごろ制定された法典であるとしても、その言語は、Rochesterの司教Ernulfの時代(1115-24)に編集されたといわれる12世紀の写本Textus Roffensisによって伝えられているのであり、エセルバートの死後500年以上も後の筆写者によって書かれているのである。したがって、その言語は、エセルバート時代のケント方言(Kentish)で書かれたものではない。しかもこの写本には、アルフレッド(Alfred)、イーネ(Ine)、アゼルスタン(Athelstan)、エドモンド(Edmund)等の法典も入っており、それらの法典も、それぞれの時代の王国の方言で書かれたものではなく、この写本が書かれた12世紀すなわちOE後期の言語で書かれているのである。すなわち、「筆写者が彼の写本の言語を彼自身の時代と住所地の方言に変えてしまった」<sup>(13)</sup>のであり、その意味で、Bosworthがmodernised<sup>(14)</sup>といい、LiebermannがModernisiert<sup>(15)</sup>といているのは正しいといえる。そしてそれは、「中世のあらゆる写本に伴う一つの共通の運命であった。」<sup>(16)</sup>しかも、そのmodernisationの過程ではそれぞれの時代の方が言が混合して来たことが考えられるのであり、それは6世紀から12世紀までの言語の混合したもの<sup>(17)</sup>と見ることもできるであろう。

エセルバート法典の言語がそのようなものであるとしても、というよりもむしろその故に、その時代のKentishで書かれたことを推測させるいくつかの語彙が見られる。すなわち、この法典だけに用いられていて、その後の写本で伝えられた文書に見られない語は、エセルバート時代のKentishの残存した語と考えることができるであろう。それは、たとえば、次のような語である。

drihtenbeag(6条);laadrinc(7条);fedesl(12条);  
 bebyrep(<beberan)(18条);wegreaf(19条89条);hlafæta(25条);  
 læt(26条);rihthamscyld(32条);hion(36条);lærest(56条);  
 cearwund(63条);wælt(68条);mægðbot(74条);gængang(84条)

(18)

しかし、特に9世紀ごろからの傾向といわれるKentishの母音の非円唇化は、後述のように一、二の例外を除いて、この写本ではほとんど消滅したものである。すなわち、Kentishの非円唇母音 $\ddot{e}$ はWest Saxonでは円唇母音 $\ddot{y}$ となったが、この法典では、efel(=evil)がyfel(18条)として、fēst(=fist)がfȳst(57条)として用いられていて、前述のように、混合したいわば modernised language になっているのである。

次に問題となるのは、この法律は、ラテン語で書かれた法律の翻訳ではないかといわれる点である。確かに、大陸のゲルマン民族の諸種族は、サリカ法典(Lex Salica)その他の部族法に見られるように、彼らの法律をラテン語で記述した。

特に、エセルバート法典より100年ほど前に成立したと推定されている<sup>(19)</sup> サリカ法典は、イギリス法の祖先の一つである<sup>(20)</sup> とさえいわれており、違法行為と損害賠償額を列挙するその規定の仕方から見ても、エセルバート法典に影響をあたえていることは、否定することができないように思われる。

しかし、それにもかかわらず、エセルバート法典がラテン語ではなく、英語で書かれたということは、ベータの次のことは、すなわち、

Qui inter cetera bona, quae genti suae consulendo conferebat, etiam decreta illi iudiciorum, juxta exempla Romanorum, cum consilio sapientium constituit ; quae conscripta Anglorum sermone hactenus habentur, et observantur ab ea.

(彼 [=王エセルバート] が国民にあたえることに意を用いたその他の利益の中には、さらに、彼が賢人たちの助言に従って、ローマの範にならったあの法令を制定するということがあった。それは英語で書かれているので、

それ以来今日まで維持され遵守されているのである。) <sup>(21)</sup> ということばが示していることもさることながら、写本によっては、65章283ヶ条というような詳細な規定をもつサリカ法典に比較して、エセルバート法典の規定はわずか90ヶ条に過ぎないということからも明らかなように、ラテン語からの翻訳の明瞭な痕跡が法典の文体や内容に見られないことや、前述のように、6世紀ごろのKentishのいくつかの語彙が残存していることなどからも考えられるのである。それは、まさしく、自国語で(in the vernacular) <sup>(22)</sup> すなわちゲルマン語派の言語で(in a Germanic tongue) <sup>(23)</sup> 書かれた最初のゲルマン法(the first Germanic laws) <sup>(24)</sup> であり、最初のアングロ・サクソン法であるということができるのである。

そこで、以下、このエセルバート法典の言語と規定の内容について、逐条的に解説を進めて行くことにしよう。<sup>(25)</sup>

[注]

- (1) Beda, II 5
- (2) *ibid.*
- (3) Earle and Plummer, Two of the Saxon Chronicles Parallel vol. I p.17 (Earle and Plummerは時に、Plummerとして引用する。) ただし、Thorpeは‘……goðan’としている。Benjamin Thorpe, The Anglo-Saxon Chronicle vol. I .p.29.
- (4) Beda, I 25.
- (5) Beda V 24.
- (6) *ibid.*
- (7) Beda, I 25.
- (8) Plummer vol. I pp.20-21.
- (9) Beda I 25.
- (10) この点について、拙著「アングロ・サクソン年代記研究」118-119頁、および220頁注(177) ; なお、9月24日については、Garmonsay, op, cit. p.68参照。
- (11) F. Liebermann, Die Gesetze der Angelsachsen, Dritter Band p.2. Liebermannは、601年にAugustineが教皇から教会の財産の窃取に対する処罰の指示を受けた後、すなわち602-603年にその制定がおこなわれたとしているが、そのような教皇の指示はBede's Ecclesiastical History of the English Nation (Everyman's Library)のように597年と見るべきであろう。

- (12) Pollock and Maitland は理由を示していないが、'about the year 600' としている (F. Pollock and F. W. Maitland, *The History of English Law*, p. 11.)
- (13) J. Bosworth, *A Dictionary of the Anglo-Saxon Language* (以下、B. A-S D. として引用する。) p. lv.
- (14) *ibid.*
- (15) Liebermann, *op. cit.* p. l.
- (16) B. A-S D. p. lv.
- (17) F. L. Attenborough, *The Laws of the Earliest English Kings*, p. 3.
- (18) Liebermann, *ibid.* なお、Liebermann はそのほかに *mæðlfrið* をあげているが、この点については第一条の注(5)参照。
- (19) サリカ法典は、通説によれば508年ないし511年の成立と推定されている (久保正幡訳「サリカ法典」)。
- (20) Pollock and Maitland, *op. cit.* p. 7. なお、この点について、久保・前掲、226-227頁参照。
- (21) Beda II 5. 「ローマの範にならった」といっているが、ローマ法の影響は見られない。ベダ自身は、ユスティニアヌス法典 (*Corpus Juris Civilis* ローマ法大全) を見たことがないのではないかとさえいわれている。 (Pollock and Maitland, *ibid.*) なお、この点について Frank M. Stenton, *Anglo-Saxon England*, p. 60 参照。
- (22) Edward Jenks, *A Short History of English Law*. p. 4.
- (23) Pollock and Maitland, *op. cit.* p. 11. したがって、それは、ラテン語で書かれた *Lex Salica* 等の部族法よりも当時の現実の生活をよく写し出しているといわれるのである。 (Jenks, *ibid.*)
- (24) Pollock and Maitland, *ibid.*
- (25) 次のMS. の書体に比較的近い写真版の90ヶ条は、Benjamin Thorpe のテキスト、逐条解説の各規定は、主として、Attenborough, Reinhold Schmid のテキスト、一部は B. A-S D., Bosworth and Toller, *An Anglo-Saxon Dictionary* (以下、B. & T. A-S D. として引用する) による。



(II)

## ÆDELBIÐTES DOÐAS.

IS SYNDON ÐA DOÐAS ÐE ÆDELBIÐT LYNINĠ  
 ASETTE ON ALUSTINUS DÆLE.

i. Godes feoh . ʒ cūcean .xii. ʒýlde. Bircoper feoh .xi. ʒýlde. Ppeoŕter feoh .ix. ʒýlde. Diacones feoh .vi. ʒýlde. Elenoces feoh .iii. ʒýlde. Eýŕuc-ŕŕið .ii. ʒýlde. Ð . . . . .  
 ŕŕið .ii. ʒýlde:.

ii. Eýŕ cýning hýŕ leode to him ʒehateð. ʒ heom mon þær  
 ýŕel ʒedo .ii. bôte. ʒ cýninge .l. ŕcillinga:.

iii. Eýŕ cýning æt mannes ham ðŕincæð. ʒ þær man  
 lýŕpær hpæt ʒedo .ii. bote ʒebete:.

iv. Eýŕ ŕŕiŕman cýninge ŕtele .ix. ʒýlde ŕoŕʒýlde:.

v. Eýŕ in cýninges tūne man mannan ofŕlea .l. ŕcill.  
 ʒebete:.

vi. Eýŕ man ŕŕiŕne mannan ofŕleahð. cýninge .l. ŕcill. to  
 ðŕihtin-beage:.

vii. Eýŕ cýninges ambihc-ŕŕið. ofþe laad-ŕinc mannan  
 ofŕleahð. meduman leodʒelde ŕoŕʒelde:.

viii. Eýninges mund-býŕð .l. ŕcillinga:.

ix. Eýŕ ŕŕiŕman ŕŕeum ŕtelð .iii. ʒebete. ʒ cýninge aʒe þ  
 ŕite ʒ ealle þa æhtan:.

x. Eýŕ man ŕið cýninges mæʒden-man ʒelizeð .l. ŕcillinga  
 ʒebete:.

xi. Eýŕ hio ʒŕundenðe þeopa ŕio .xxv. ŕcillinga ʒebete. Ðio  
 þŕiððe .xii. ŕcillingaŕ:.

xii. Eýninges ŕed-erl .xx. ŕcillinga ŕoŕʒelde:.

xiii. Eýŕ on eoŕles tūne man mannan ofŕlæhð .xii. ŕcill.  
 ʒebete:.

xiv. Eýŕ ŕið eoŕles biŕele man ʒelizeð .xii. ŕcill. ʒebete:.

- xv. Ceorles mund-byrd .vi. scillingas.
- xvi. Lif rið ceorles bipelan man geligeð .vi. scillingum gebete. æt þære oðere þeoran .L. scætta. æt þære þriðdan .xxx. scætta.
- xvii. Lif man in mannes tūn ærert geirneð .vi. scillingum gebete. geþe æfter irneð .iii. scillingas. riþþan gehwylc scilling.
- xviii. Lif man mannan wæpnum bebýrneð þær ceaf weorð. 7 man nænig yfel ne geðeð .vi. scillingum gebete.
- xix. Lif weg-weaf ri geðon .vi. scillingum gebete.
- xx. Lif man þone man ofrlæhð .xx. scillingum gebete.
- xxi. Lif man mannan ofrlæhð. medume leod-geld .c. scillinga gebete.
- xxii. Lif man mannan ofrlæhð æt openum gwefe .xx. scillinga forgelde. 7 in .xl. nihta ealne leod forgelde.
- xxiii. Lif bana of lande gewiteð. þa magas healfe leod forgelde.
- xxiv. Lif man swigne man gebi . . . eð .xx. scill. gebete.
- xxv. Lif man ceorles hlafe-ætlan ofrlæhð .vi. scillingum gebete.
- xxvi. Lif læt ofrlæhð þone welestan .lxxx. scill. forgelde. gif þane oðerne ofrlæhð .lx. scillingum forgelde. þane þriðdan .xl. scillingum \* forgelde.
- xxvii. Lif swuman eðor-brecðe geðeð .vi. scillingum gebete.
- xxviii. Lif man inne weoh genimeð. ge man .iii. gelde gebete .:
- xxix. Lif swu-man eðor gewangeð .iv. scillingum gebete.
- xxx. Lif man mannan ofrlea. agene scætte. 7 unfafe we gehwylce gelde.

\* l. forgelde.

xxxI. Gif fuman rið furer mannes rið ȝelȝeð. his per-ȝelde  
 abice. ȝ oðer rið his aȝenum ȝcætte beȝete. ȝ þæm oðrum  
 æt \* þam ȝebrenȝe:.

\* 7. ham.

xxxII. Gif man riht ham-ȝcýlð þurhtinð. mid peorðe  
 forȝelde:.

xxxIII. Gif feax-fanȝ ȝereorð .l. ȝcætta to bote:.

xxxIV. Gif banes blice peorðeð .III. ȝcillingum ȝebete:.

xxxV. Gif banes bite peorð .IV. ȝcillingum ȝebete:.

xxxVI. Gif rið uterne hion ȝebrocen peorðeð .x. ȝcillingum  
 ȝebete:.

xxxVII. Gif butu riðen .xx. ȝcillingum ȝebete:.

xxxVIII. Gif eaxe ȝelæmed peorðeð .xxx. ȝcillingum ȝe-  
 bete:.

xxxIX. Gif eare of peorð arlagen .xII. ȝcill. ȝebete:.

xl. Gif oðer eare nariht ȝehereð .xxv. ȝcill. ȝebete:.

xli. Gif eare þriðel peorðeð .III. ȝcill. ȝebete:.

xlii. Gif eare ȝcearð peorðeð .vi. ȝcill. ȝebete:.

xliii. Gif eaxe of peorð .l. ȝcillingum ȝebete:.

xliv. Gif muð ofþe eaxe poh peorðeð .xII. ȝcill. ȝebete:.

xlv. Gif naru þýriðel peorð .ix. ȝcillingum ȝebete:.

xlvi. Gif hit rið an hleore .III. ȝcill. ȝebete:.

xlvii. Gif butu þýrele riðen .vi. ȝcill. ȝebete:.

xlviii. Gif naru ælcor ȝcearð peorð. ȝehriðc .vi. ȝcill. ȝe-  
 bete:.

xlix. Gif þriðel peorð .vi. ȝcill. ȝebete:.

- L. Seþe ein-ban forþlæhð .mid .xx. þeillingum forþgelde:.
- LI. Æt þam feoþer toðum fýrfeatum æt gehwýlcum .vi. þeillingaþ . þe toð þe þanne biþtandeð .iv. þeill. þeþe þonne bi þam ſtandeð .iii. þeill. 7 þonne riþþan gehwýlc þeilling:.
- LII. Gif ſpæc awýrd þeoþð .xii. þeillingaþ. Gif wiðo-banc gehwoced þeoþðeð .vi. þeill. gebete:.
- LIII. Seþe earm þurhſtinð .vi. þeillingum gebete. Gif earm forþwocen þeoþð .vi. þeill. gebete:.
- LIV. Gif þuman of-aſlæhð .xx. þeill. Gif þuman nægl of þeoþðeð .iii. þeill. gebete. Gif man ſcýte-þinger of-aſlæhð .viii. þeill. gebete. Gif man middel-þinger of-aſlæhð .iv. þeill. gebete. Gif man gold-þinger of-aſlæhð .vi. þeill. gebete. Gif man þone lýtlan þinger of-aſlæhð .xi. þeill. gebete:.
- LV. Æt þam neþlum gehwýlcum þeilling:.
- LVI. Æt þam læreſtan fþlite-pamme .iii. þeillingaþ. 7 æt þam maran .vi. þeill.:.
- LVII. Gif man oðerne mid fýrfe in naþo þlæhð .iii. þeill.:.
- LVIII. Gif dýnt þe. þeilling. Gif he heahþe handa dýnter onþeð. þeill. forþgelde:.
- LIX. Gif dýnt ſpæaþ þe buton wæðum .xxx. þeætta gebete:.
- LX. Gif hit þe binnan wæðum. gehwýlc .xx. þeætta gebete:.
- LXI. Gif hwiþ wunð þeoþðeð .xii. þeill. gebete. Gif he þurh-þitel þeoþðeð .xx. þeill. gebete:.
- LXII. Gif man geþemeð þeoþðeð .xxx. þeill. gebete:.
- LXIII. Gif man ceap-wunð þe .iii. þeill. gebete:.
- LXIV. Gif man gekýndelice lim awýrðeð. þrým leuð-geldum hine man forþgelde. Gif he þurhſtinð .vi. þeill. gebete. Gif man in-beſtinð .vi. þeill. gebete:.

- LXV. Eof þeoh geþrocen weorðeð .xii. weallingum gebete. Eof he healt weorð. þær motan freond reman:.
- LXVI. Eof rið weorocen weorð .iii. weall. gebete:.
- LXVII. Eof man þeoh þurhweingð. weice gehwice .vi. weallingar. Eofe ofer ynce. wealling. æt tram yncum wegen. ofer þry .iii. weall.:.
- LXVIII. Eof wælcund weorðeð .iii. weallingar gebete:.
- LXIX. Eof fot of weorðeð .l. weallingum \*weorwelden:.
- LXX. Eof weo mycle ta of weorðeð .x. weall. \*weorwelden:.
- LXXI. Eæt þam oðrum taum gehwicum. healf weelde. ealra æt þam ringrum yf cwiden:.
- LXXII. Eof þare mycclan taan nægl of weorðeð .xxx. weatta to bote. æt þam oðrum gehwicum .x. weattar gebete:.
- LXXIII. Eof fru-wif loc-bore lewraef hwæt wedeð .xxx. weall. gebete:.
- LXXIV. Wælgð-bot. ri wra wrafer mannes:.
- LXXV. Wund þare bettan widan eorlcundre .l. weallinga gebete. Ðare oðre .xx. weall. þare þriððan .xii. weall. þare weorðan .vi. weall.:.
- LXXVI. Eof man widan .unagne wennemeð .ii. weelde weo mund ry:.
- LXXVII. Eof man wælgð webergeð ceapri weceapod ry. gif hit unweacne is. gif hit þonne weacne is. \* ef þær æt ham weberenge. y him man his weac wege:.
- LXXVIII. Eof hio cwic bearn weberweð. heafne weac wege. gif ceorl ær wrylweð:.
- LXXIX. Eof mid bearnum bugan wille. heafne weac wege:.
- LXXX. Eof ceorl agan wile. wra an bearn:.

weorwelden.  
weorwelden.

l. eft.

LXXXI. Eri hio bearn ne gebýreð. fæderung-magas rioh  
agan. Ƴ morŷenŷýre:.

LXXXII. Eri man mæŷð-man nede ŷenimeð. þam aŷende .l.  
ŷcillinga. Ƴ æft æt þam aŷende. ŷinne pillan. æt-ŷebicŷe:.

LXXXIII. Eri hio oðrum mæn in ŷceat berýððoð ŷi .xx.  
ŷcillinga ŷebete:.

LXXXIV. Eri ŷænŷanŷ ŷereorðeð .xxxv. ŷcill. Ƴ cýninge  
.xv. ŷcillingar:.

LXXXV. Eri man mid eŷneŷ cŷýnan ŷelizeð be cŷicum ceorle  
.ii. ŷebete:.

LXXXVI. Eri eŷne oðerne oŷŷlea unŷýnnigne. ealne peorðe  
ŷorŷelde:.

LXXXVII. Eri eŷneŷ eaŷe Ƴ ŷoot of peorðeð aŷlagen. ealne  
peorðe hine ŷorŷelde:.

LXXXVIII. Eri man manneŷ eŷne ŷebindeð .vi. ŷcill. ŷebete:.

LXXXIX. ðeoraŷ peŷ-reaŷ ŷe .iii. ŷcillingar:.

x. Eri þeop ŷteleð .ii. ŷelde ŷebete:.

## ÆDELBERHTES DOMAS

Ʒis syndon þa domas, þe Æðelbirht cyning asette on  
Augustinus dæge.

これらの法律は、王エセルバートがオーガスティンの在世中に制定した法律である。<sup>(1)</sup>

1. Godes feoh 7 ciricean XII gylde. Biscopes feoh XI gylde.  
Preostes feoh IX gylde. Diacones feoh VI gylde. Cleroces  
feoh III gylde. Cyricfrip II gylde. M…… frip II gylde.

第1条<sup>(2)</sup> 神と教会の財産については12倍、<sup>(3)</sup> 司教の財産については11倍、司祭の財産については9倍、助祭長の財産については6倍、一般聖職者の財産については3倍とする。教会の平和<sup>(4)</sup> については2倍、集会<sup>(5)</sup> の平和についても2倍とする。

(1) この前文は、最初からあったものではなく、オーガスティンの死 (Liebermann は、604としているが、アングロ・サクソン年代記MS.Fの記録では614年である。なお、612年とする説もある。Attenborough, op. cit. p.175) 後につけ加えられた。

(2) 各条文の数字はMS.にはない。後に編集者(G.Hickes, Thesaurus, 1705)によってつけ加えられたものである(Thorpe, op. cit. p.2, Attenborough, op. cit. p.4)。しかし、その数字すなわち条文の番号のつけ方は必ずしも正確ではない。別の条文にした方がよいという場合に一つの条文に含ませたり、逆に一つの条文にまとめて、第一項、第二項というように項を分けた方がよい場合に別の条文にしている場合がある。たとえば、第一条の教会の平和の規定は、財産の窃取の規定と切り離して別の条文にすべきであろう。また、第27条、第28条、第29条、第30条の規定は、住所の侵入と関連する違法行為であるから、一つの条文にまとめて項を分けた方がよいように思われる。要するに、「いくつかの法律が、必ずしも正確ではなく、大文字の頭字によって分けられている」(Thorpe, ibid)のであり、その頭字は、原文から明らかなように、いくつかの例外はあるが、大部分GすなわちGifのGである。しかし、本稿においては、説明の便宜上従来の数字をつけた分け方に従っておく。

- (3) ここでは、財産の何が何の12倍の何になるのか、意味を決定するための名詞も動詞もないが、ベータの「英国教会史」には、次のように、財産の窃盗に対する損害賠償金の支払いであることが示されている。

In quibus primitus posuit qualiter id emendare deberet, qui aliquid rerum vel ecclesiae, vel episcopi, vel reliquorum ordinum, furto auferret ; volens scilicet tutionem eis, quos et quorum doctrinam susceperat, praestare.

その（法令）の中で彼 [=王エセルバート] は、まず第一に、教会、司教またはその他の聖職者の物を盗んで運び去った者がどのようにしてそれを正すべきかを定め、彼が受け入れた教義を示してくれた人々に対して保護をあたえることを固く決意していたのである。〔(Beda II 5.)〕

すなわち、教会や聖職者の財産を盗んだ者の、盗品の12倍、11倍等の大きく加重された損害賠償責任について規定しているのである。

- (4) 教会の平和は、教会の聖所としての権利および教会内の人々にあたえられる保護である。(Thorpe, op. cit. p.2.)ここでは、*frip*が用いられているが、*frip*は一般的な平和の意味で用いられる語であるから、後に、時間的空間的に限られた平和の意味をもつ *grip*が教会の平和の場合により多く用いられるようになった。すなわち、*circ-grip*で、それは、教会の平和を一般社会の平和より厚く保護するということである。なお、*grip*は、後述の*mund*(保護権)による保護ないし平和とほぼ同様の意味をもつ。この点について、第2条の注(3)、第8条の注(1)、第75条の注(2)等参照。
- (5) Thorpeは、MS.のMとfの間の空白の部分はそのままして訳語をつけていないが、D. Wilkinsが*Mynsteres*を補っていることを紹介し、その語は長過ぎて空白の部分に入らないとしながらも、それは短縮されたのかもしれないとしている。Schmidは*Mynstres*を補っている(Reinhold Schmid, Die Gesetze der Angelsachsen, p.2)。Attenboroughは、1589年に作られたH(Cotton Julius CII)の写本では*mæthl*を補っていることを指摘している。Liebermannは'th'の代わりにð(eth)を用いた*mæðlfrið*を補っているが、これは前述のKentishの残存語の一つとしてあげたものである。*mæðl*(=*mæðel*=assembly)は集会であるから、*mæðlfrið*は信者の集会の平和



すなわち安全ということになるであろう。これに対して、mynstres(≪mynster)はThorpeのいうように長過ぎるし、修道院であるから、前のcirice(教会)と重なる面もあるので、どちらかといえばmæðelがよいように思われる。それによって教会外の信者の集会の平和も保護されることになるからである。

ただ、Attenboroughが指摘するように、mæthlのようにðの代わりにthが用いられたとすれば、それは1589年の比較的新しい写本であるからthが用いられたと考えるよりも、むしろ、6、7世紀のころの綴字を示すものと考えべきではなかろうか。

というのは、737年のものと伝えられている、Cædmonの詩ではthが用いられており、ベータによるそのラテン語訳(Beda IV24)をおよそ200年後にさらにWest Saxonに翻訳したAlfredの訳にはþが用いられているからである。次にその詩を比較してみよう。

<i>Cædmon died A.D.680: this MS.is of A.D.737</i>	About A.D. 885, by King Alfred	Literal English Version.
<i>Cod.MSS.Epis.Norwicen-sis Wanley,p.287</i>	MS. C.C.C. Oxon. Thrope Pref. <i>Cædm.xxii</i>	
Nu scylun hergan hefaen ricaes uard	Nu we sceolan herian. heofon-rices weard.	Now must we praise the guardian of heaven's kingdom,
metudæs mæcti end his mod gidance uerc uuldur fadur sue he uundra gihuaes eci drictin or astelidæ. He ærist scop elda barnum heben til hrofe haleg scepēn tha middun geard mon cynnæs uard eci dryctin æfter tiadæ firum foldu frea allmectig.	metodes mihte. and his mod-geþonc. wera wuldor-fæder. swa he wundra gehwæs. ece dryhten. oord onstealde. he ærest gesceop. eorðan bearnum. heofon to hrofe. halig scyppend. þa middan geard. mon cynnes weard. ece dryhten. æfter teode. firum foldan. frea ælmihtig.	the creator's might, and his mind's thought, glorious Father of men! as of every wonder he, Lord eternal, formed the beginning. He first framed for the children of earth the heavens as a roof; holy Creator! then mid-earth, the guardian of mankind, the eternal Lord, afterwards produced; the earth for men, Lord Almighty!

(B.A.S-D.による)

すなわち、MS. Episcopi Norwicensisには、*p*や*p*のようなルーン文字が用いられていない。*p*は*u*によって示され(Alfredの訳でも*p*は用いられず*w*になっているが)、*p*は*d*または*th*によって示され、*geponc*が*gidance*に、*pa*が*tha*になっているのである。

このことから、*p*や*p*はこのMS.の後に導入されたものであるとか、それらの文字は、もともと異教徒のルーン文字であるから、ローマ教会の中では認められなかった、というような推定もできるかもしれない(Bosworth. A-S D. p.lviii)。或いは、ラテン語には*th*の綴りがあるから、OEをラテン文字で表す場合に、はじめは*th*を用いたが、音価が異なるので、紛らわしさを避けるために、次第に*p*が用いられるようになったと考えることもできるであろう。もちろん、これも推定の域を出ないのであるが、大陸のゲルマン部族法はラテン語で書かれているからこのような問題がおこる余地がなかったし、エセルバート時代のOEがそのままの形で文書に残っていない以上、*th*がいつごろまで用いられ、いつごろから*p*に代わったかを確定することは困難である。反対にOE末期に*th*が*p*の代わりに用いられるようになったことは、アングロ・サクソン年代記のMS.Eに示されているが、OE初期にも*th*が用いられていたことは、以上述べたところから十分に推定することができるように思われるのである。すなわち、Liebermannのいうように、‘Die schreibung the und d für ð ist archaisch’。(ðに代わる*th*と*d*は古代的な綴字法である。)

そうだとすると、第一条の空白の部分に補う語は(M)æthl(frip)とすべきであり、集会の平和すなわち集会の安全ということになるであろう。

## 2. Gif cyning his leode to him gehateþ, 7 heom mon þær yfel gedo, II bote 7 cyninge L scillinga.

第2条 王が家臣等<sup>(1)</sup>を呼び集めたとき、そこで、家臣等に危害を加えた者は、通常の場合の2倍の損害賠償金<sup>(2)</sup>を支払い、かつ、王に対して<sup>(3)</sup>50シリング<sup>(4)</sup>の損害賠償金を支払わなければならない。

(1) *lēod*は*man*, *chief*, *prince*等の意味があるが、ここでは、身分の高い者ではなく、*lēode* (複数) は、一般の*men*, *people*すなわち人民または家臣等とすべきであろう。Attenboroughは*lieges*と訳し、Schmidは*Leute*と訳している。

(2) *bōt*は、違法行為による他人の権利の侵害について被害者に支払われる損害賠償金である。個人ないし私人としての王に支払われる損害賠償金もこれに属する。王位という公的な地位にある王(*the crown*)に支払われるものは罰金*wīte* (たとえば第9条の

罰金)である。第4条、第5条、第10条、第11条、第12条等の損害賠償金は、個人的、私的な立場にある王に対して支払われるbōtである。ただし、本条のように、その区別が必ずしも明瞭でない場合がある。なお、bōte=to bōte (for compensation)である。

- (3) ここでは、王のmundbyrd (保護権) という語は用いられていないが、実質的には、第5条の50シリングと同様に、王のmundbyrdに対する侵害と見るべきであろう。なお、そのことから損害賠償金も2倍に加重されている。
- (4) scillingの価値については第16条の注(2)参照。

3. Gif cyning æt mannes ham drincæþ, 7 ðær man lyswæs  
hwæt gedo, twibote gebete.

第3条 王が何人 (なんびと) かの家で飲食しているときに、そこで何らかの違法行為<sup>(1)</sup>をした者は、2倍の損害賠償金を支払わなければならない。

- (1) Lyswæs=lysu=Leswæs (第73条) =leswe=lyswe. 悪事、違法行為。ただし、Thorpeは、The meaning must be left to the reader's conjecture. といってこの語を訳さず、(if any one there do any lyswe)のように、そのまま用いている。ここでは、王のmundbyrdに対する直接の侵害はないが、王の存在が責任を加重している。

4. Gif frigman cyninge stele, IX gylde forgylde.

第4条 自由民<sup>(1)</sup>が王の物を盗んだときは、9倍<sup>(2)</sup>の損害賠償金を支払わなければならない。

- (1) 奴隷またはそれに準ずる身分の者に対する自由民である。本法には、後述のように、自由民に関する規定が多い。
- (2) 第1条によれば、神と教会の財産を盗んだ者は12倍、司教の財産を盗んだ者は11倍の損害賠償金を支払わなければならないというのに、王の財産を盗んだ者は9倍の損害賠償金で、司祭の財産を盗んだ場合と同額である。いうまでもなく、それは、王が神や教会および最も高位の聖職者である司教よりも下位に置かれているということである。

ある。王が神と教会の下位に置かれるという考え方は、アングロ・サクソン年代記、特にMS.Eにも見られるが、それはやがて、「王は神と法の下に」さらに、「法の支配」という考え方に発展して行く考え方であり、第1条と第4条の規定は、その基礎的な考え方をイギリス史上はじめて宣言したのものとして注目されるのである。なお、この点について、拙著「アングロ・サクソン年代記研究」110頁以下参照。

5. Gif in cyninges tune man mannan ofslea, L scill. gebete.

第5条 王の領地内で人を殺した者は、50シリングの損害賠償金<sup>(1)</sup>を支払わなければならない。

- (1) 王のmundbyrd（保護権）に対する侵害として、王に支払われるということである。なお、その50シリングはbōt（損害賠償金）であって、wīte（罰金）ではない。殺された人に対する補償は、自由民の場合は人命金として支払われる。人命金については、第7条注(3)参照。

6. Gif man frigne mannan ofsleahþ, cyninge L scill. to drihtin-beage.

第6条 自由民を殺した者は、領主に対する損害賠償金<sup>(1)</sup>として王に50シリングを支払わなければならない。

- (1) drihtin(=dryhten=drihten)はlord, bēahはring, bracelet等価値の高い物で当時交換手段すなわち貨幣として用いられた。drihtin-bēah(>-bēage [dat.])は、領主に家臣を失わせたことに対する損害賠償金である。ただし、主権に対する侵犯の罰金(wīte)とする説がある。その場合には当然に、personal lordではなく、the crownすなわち王位という公的な地位にある王ということになるが、Attenboroughは、Kentの事情はWessexと同じではないし、drihtin(=drihten)の本来の意味は、王というよりもむしろpersonal lordであるとして、罰金説に反対している(Attenborough op. cit. p.175)。drihtin-bēahは、それほど離れていないおよそ100年後の法典(Ine 76)に出て来るmanbōtとほとんど同じ意味で用いられており、しかも、manbōtは、まさにbōtであり、王に対しても司教に対しても同様に用いられているから、その点からも

罰金というよりも損害賠償金と考えるべきであろう。

7. Gif cyninges ambihtsmið oppe laadrincmannan  
ofslehð, meduman leodgelde forgelde.

第7条 王の職人頭<sup>(1)</sup>または道中先供<sup>(2)</sup>を殺した者は、通常の人命金<sup>(3)</sup>を支払わなければならない。

- (1) ambihtsmið=ambehtsmið(=an official smith or carpenter). Thorpeは、この語の訳をつけず、The ambiht-smið seems the 'præfectus fabrorum' といっている (Thorpe, op. cit, p.5.)が、そうだとすると、職人頭、carpenterならば棟梁ということになる。この規定は、非自由民でも、官職にある技術者として雇用された場合、自由民と同じように人命金が認められていたことを示している。
- (2) laadrincmann. mannとrincは、詩の中では同じ意味で用いられることが多い。散文では、このような古い法律で用いられているだけである。(B. & T. A-S D.)。ただし、rincとmannという同じ意味の語を重ねている理由は明らかでない。この語の正確な意味も不明である。したがってThorpeは、単にlaadrincとして、mannは切り離しているが、訳はつけていない。guideまたはavant-courrierがだいたいの意味と説明しているだけである。Attenboroughもguideとしているが、訳語は、messengerとしている。また、SchmidもFrüher(=guide)と訳している。しかし、guideやmessengerでは意味が広過ぎ、特定の職種を表さないので、ここでは、avant-courrierと考えたい。すなわち、駅馬を用意させるというような宿場の準備をする先発騎乗者すなわち道中先供である。
- (3) MS.では、この語すなわちmeduman(<medume=medeme)の最初の二文字とdの一部が欠けているが、各テキストともこのように補っている。この語の意味は本来 middling, moderate, ordinary等であり、原文どおりに解釈すると、上述のような特定の職種の者に有利になるように規定していることになる。しかし、lēodgeldは wergeld(=wergild)と同様、被害者の家族すなわち遺族に支払われる人命金であり、いわば、遺族の財産であるから、その増額という恩恵をあたえることはあり得るが、特定の階層または職種の人々の有利になるようにそれを減額するということは、法の禁止する犯罪を奨励しかねない。したがって、それは、ゲルマン法の全体系の原則に反することになる(Thorpe, ibid.p.5)。そこで、この規定のGifのあとにmanを補えば

上述のような不合理はとり除かれる (ibid) ことになる。Attenboroughも、訳文に、If he slays a smith—というようにheを補っている。ただ、Attenboroughは、contextからいって、それは第6条のいわゆるmanbōtの場合であり、その遺族に支払われるwergeldに付加されるものとしている (Attenborough, op. cit. p.175)が、本条の規定はそこまでは言及していないのであるから、単に、非自由民の出であっても、特別の技能をもつ職種の者にあたえられる通常の自由民と同額の人命金100シリング (第21條) と考えてよいように思われる。

### 8. Cyninges mundbyrd L scillinga.

第8条 王の保護権の侵害に対する損害賠償金<sup>(1)</sup>は50シリングとする。

- (1) mundbyrdは、保護権またはその侵害に対する損害賠償金であるが、mundだけでもその意味に用いられることがある (第75条参照)。それは、後の法律でmundbryceといわれる語 (保護権の侵害およびそれに対する損害賠償金) と同じ意味で用いられている。なお、この点について、第75条のほか第15条参照。

### 9. Gif frigman freum stelp, III gebete, 7 cyning age þæt wite 7 ealle þa æhtan.

第9条 自由民が自由民<sup>(1)</sup>の物を盗んだときは、その3倍の損害賠償金を支払わなければならない。王は罰金を科し、または<sup>(2)</sup>、すべての財産を没収するものとする。

- (1) frēumは、frēa=frēo(=a lord, master)のdat. plではない。形容詞frēo=frīoの名詞的用法である。語尾の-umは形容詞語尾(dat. sg.)、である。なお、この点について、Thorpe, op. cit. p.6参照。
- (2) MS.には、7(=and)が用いられているが、orとすべきであろう。全財産を没収したとき、罰金を科するということは無意味だからである (Attenborough, ibid.)ただし、Thorpeは、andとしている (Thorpe ibid.)。Schmidもundとしている (Schmid, op. cit. p.3)。

10. Gif man wið cyninges mægdenman geligeþ, L scillinga gebete.

第10条 王の侍女<sup>(1)</sup>と同衾した者は、50シリングの損害賠償金<sup>(2)</sup>を支払わなければならない。

- (1) mægden-mannは本来はmaid, virginの意味であるが、第14条および第16条の規定から奴隷の身分をもつ王の侍女特に献酌婦と推定されている(Thorpe, *ibid.* pp.6-7)サリカ法典(Lex Salica=the Salic law)のrēgis ancillaおよびリプアリア法典Lex Ripuarica=the Ripuarian lawのancilla rēgiaはこれに近い女奴隷と思われる。たとえば、サリカ法典の第25章第4条は、王の女奴隷を姦淫した場合の賠償責任について規定している(この点について、久保正幡・前掲、88頁参照。)
- (2) 王の保護権(mundbyrd)に対する侵害であるし、また王が奴隷主であるから損害賠償金は王に対して支払われるのである。なお、その額については第8条参照。

11. Gif hio grindende þeowa sio, XXV scillinga gebete. Sio þridde XII scillingas.

第11条 その女性<sup>(1)</sup>が粉ひき場ではたらく奴隷の女<sup>(2)</sup>であるときは、25シリングを支払わなければならない<sup>(3)</sup>。第3の階級<sup>(4)</sup>の女であるときは12シリングとする。

- (1) hīoは、前条を受けて、同衾の女性である。王の粉ひき場の女奴隷ということか、損害賠償金は比較的高い。
- (2) þeowa=þeowは、一般的にはservantの意味をもつが、特にslaveの意味で用いられることが多い(B. & T. A-S D.)。þeowaは、この場合þeowe(f)で、hīo(=hēo)で受けていることからいっても女奴隷ということになる。すなわち、grindende þeowaは粉ひき場ではたらく奴隷の女、粉ひき女奴隷である。
- (3) 一般に損害賠償金は奴隷本人でなく奴隷主に支払われる。
- (4) þridde(<þridda) (=the third)はあとに名詞が省略されている。ThorpeもAttenboroughも訳文に(class)を補っている。第3の階級ということになるが、それは、被征服民の奴隷、いわゆる罰金奴隷(wite-þeow)、売買による奴隷等の種類によ

る等級か、必ずしも明らかでないが、損害賠償金の額の差が示すように、奴隷の身分の間に何らかの等級が認められていたことは明らかである。

## 12. Cyninges fedesl XX scillinga forgelde.

第12条 王のまかない婦<sup>(1)</sup>であるときは、20シリングを支払わなければならない。

- (1) Thorpeは、fēdeslはfēdan(=to feed)から出た語であることは疑いがないとしながらも、‘but whether the woman were the person fed or the feeder i.e. a nurse is not so clear’、として意味の断定を避け、訳文の中ではfēdeslをそのまま用いている。Attenboroughも、この語を訳さず、そのまま用い、Schmidも、‘Ich wage das Wort fēdesl nicht zu übersetzen’ (fēdeslという語をあえて翻訳する勇気がない)として、そのまま用いている。

B.& T. A-S D.は、feeder, providerのほか、obsōnātorのラテン訳をつけている。このラテン語は、通常、caterer, purveyorの意味で用いられるから、それから類推して、まかない方、すなわち、王に仕えるまかない方または配膳係、それもThorpeのいうようにwomanで、前条の規定との関連で、また、その損害賠償額から見て、奴隷の身分をもつ女と考えてよいのではなかろうか。ただし、Attenboroughは、‘20 shilling shall be paid for killing a fēdesl belonging to the king’<sup>2)</sup>と翻訳して、fēdeslを殺したことに對する賠償としている。しかし、動詞や(代)名詞が省略されているから、後の条文の殺人の規定と関連させるよりも、前条の同衾の規定を受けたものと考えた方が自然の解釈のように思われるのである。

## 13. Gif on eorles tune man mannan ofslæhp, XII scill. gebete.

第13条 豪族<sup>(1)</sup>の領地で人を殺した者は、12シリング<sup>(2)</sup>の損害賠償金を支払わなければならない。

- (1) eorlは、この法典では、本条と第14条および第75条に出て来るだけである。この法典はイギリスで最も古い文書であるからeorlという語が最初に用いられたのは、この



法典特に第13条ということになる。eorlははじめは榮譽的な称号といわれる(B. & T. A-S D.)が、本条が 'on eorles tune' といっているように、eorlが領地を所有していること、また、第14条が wið eorles birele といっているように、eorlに侍女が仕えていることを示している。また、第75条が 'mund þare betstan widuwan eorlcundre(=eorl's degree)' といっているように、eorlという自由民の最上層の階級の存在を示している。

なお、エセルバート法典の数10年後に制定されたフロスヘル・エアドリク(Hlothhere and Eadric)法典の第1条は、'Gif mannes esne eorlcundne mannan ofslæhð þane þe sīo þrēom hundum scill. gylde, se āgend þone banan agefe 7 dō pær þrīo manwyrð tō'. (召使が豪族の階級に属する者を殺したときは、その使用者は300シリングのその人命金を支払い、その殺人者を引き渡し、かつ、召使三名分の〔奴隷としての〕価額をそれにつけ加えなければならない。)と規定しているが、そのeorlcundmanはeorlと同意義と考えてよい(Attenborough, op. cit. p.176)ように思われる。そして、その人命金は300シリングで、通常的自由民の人命金100シリング(同法第3条および本法第21条)の3倍であることが示されている。

しかし、これだけのことから、この時代のeorlの地位が具体的にどのようなものであったか、どのような権力をもっていたか、王とどのような関係にあったか、というようなことは明らかにされない。また、後の時代の法典や年代記に記録されているeorlやealdormanから直ちに同様のものと断定することもできないであろう。ただ、戦功や出生によって高位の身分があたえられていることは考えられるが、まだ王国の主権も中央集権も、したがって貴族制も十分に確立されていなかった時代のことであるから、eorlを貴族と訳すことには、幾分ためらいがある。比較的その実体に近い身分としては、貴族よりもむしろ豪族の方がよいように思われるのである。

- (2) eorlのmundbyrdの侵害としてeorlに対して支払われる損害賠償金で、殺された人について支払われる人命金または奴隷としての価額等は別に支払われることになる。

#### 14. Gif wið eorles birele man geligeþ, XII scill. gebete.

第14条 豪族の献酌婦<sup>(1)</sup>と同衾した者は、12シリングの損害賠償金<sup>(2)</sup>を支払わなければならない。

- (1) birele=byrele=byrle(=a female cup-bearer)=Schenkin(G).献酌婦すなわち酌とりである。Thorpeはbirelanと読むべきであるとしている。Weak Declension f.sg.

acc.gen.dat.の語尾は-anであるからbirelanとすべきであろう。第16条はbirelanになっている。なお、第16条注(1)参照。

(2) eorlのmundbyrdの侵害としてである。したがって、前条と同額である。

### 15. Ceorles mundbyrd VI scillingas.

第15条 下層自由民<sup>(1)</sup>の保護権の侵害に対する損害賠償金は、6シリングとする。

(1) ceorlは自由民であるが、eorlのような上層の自由民ではなく、下層の自由民である。この法典では、第15条、第16条、第25条のceorlのmundbyrdの侵害に関する規定に出て来る。自由民には、上にeorl、下にceorl、後の時代に現れるeorlに近いgesīð þegn,その中間層といえるgeneāt等の階層があるが、エセルバート法典には、eorlとceorlが出て来るだけである。ceorlは、半自由民と考えられているlætや非自由民の奴隷とeorlの間の「中層的自由人」(青山吉信「アングロ=サクソン社会の研究」、183頁)とされる場合があるが、自由民として見れば、上層自由民eorlに対して下層自由民—それも経済的従属農民(青山、前掲、183頁)ということになるであろう。B. & T. A-S D.の‘a freeman of the lowest class’という説明は、その意味で正しいといえる。なお、eorl、gesīð、þegn、geneāt、ceorl、læt等については、アングロ・サクソン・イングランドの研究者の間に諸説があり、多くの問題を含んでいるが、ここでは深く立ち入らない。エセルバート法典に出て来るのはeorl、ceorl、lætだけであるし、本稿の目的にとって、必ずしも必要とは思われないからである。なお、lætについては第26条注(1)参照。

16. Gif wið ceorles birelan man geligeþ, VI scillingum gebete;  
æt þære opere ðeowan L scætta; æt þære þridan XXX  
scætta.

第16条 下層自由民の献酌婦<sup>(1)</sup>と同衾した者は、6シリングの損害賠償金を支払わなければならない。第二級の奴隷<sup>(1)</sup>と同衾した者は、50シェアト<sup>(2)</sup>、第三級の奴隷<sup>(1)</sup>と同衾した者は、30シェアトとする。

- (1) 献酌婦は女奴隷で、それも第一級の奴隷ということになるが、第2級、第3級の奴隷もいうまでもなく女奴隷である。王やeorlの館には大家計を経営する上で必要なそれぞれの仕事を課された多くの奴隷がいたが、ceorlのような小家計にも奴隷が存在したことは、本条の規定によって明らかである。献酌婦のように具体的な仕事を課されていない第2級と第3級の奴隷の仕事は明らかでないが、農作業その他それにとりまなう雑役というような仕事が考えられるであろう。
- (2) この時代のKentのscilling(=shilling)の価値がどの程度のものであったかは推測の域を出ない。scillingは貨幣になっていない一定の量の銀であらわされた(B. & T. A-S D.)といわれるが、1 scillingがどの程度の銀の量であったかは不明である。前述のように(第13条注〔1〕)、上層自由民eorlの人命金は300シリングであり、下層自由民ceorlの人命金は100シリング(第21条)である。そして、100scillingは牡牛100頭に相当したといわれる(H.M.Chadwick, *The Origin of the English Nation* p.77ff.)から、当時としてはかなりの高額であったと思われる。

sceatt(=scætt)の価値も同様に推定するほかはない。B. A-S D.はエセルバート時代にはシェアトは1シリングの $\frac{1}{2}$ であったとしているが、手足の指や爪の損害賠償額を比較するだけで、具体的な計算例は示していない。これに対して、Thorpeは、本法の規定に見られる損害賠償金の比較から、少なくともケントにおいては、1シリングは20シェアトであったと推定している。すなわち、人の親指の爪を失わせた者は3シリング(第54条)、親指以外の爪を失わせた者は1シリング(第55条)としているが、足の親指を失わせた者は10シリング(第70条)で手の親指を失わせた場合(20シリング〔第54条〕)の半額である。このことから爪を失わせた場合の損害賠償額も同じ割合であることが推測される。すなわち、足の親指の爪の場合の30シェアト(第72条)は手の親指の爪の場合の3シリング(第54条)の半分ということになるから、 $30\text{シェアト} = \frac{3}{2}\text{シリング} = 1\frac{1}{2}\text{シリング}$ 、また、足の親指以外の指の爪の場合10シェアト(第72条)は、手の指の爪の場合の1シリング(第55条)の半分すなわち $10\text{シェアト} = \frac{1}{2}\text{シリング}$ 、したがって、 $20\text{シェアト} = 1\text{シリング}$ ということになる。なお、Thorpeは、第10条、第11条、第12条、第16条等の同衾に関する規定の同様の比較から、すなわち、王の侍女すなわち献酌婦とceorlの献酌婦の比50:6すなわち、およそ8:1をもとに、 $50\text{シェアト} = 20\text{シリングの}\frac{1}{8} = 2\frac{1}{2}\text{シリング}$ 、 $30\text{シェアト} = 12\text{シリングの}\frac{1}{8} = 1\frac{1}{2}\text{シリング}$ と計算している。50:6は正確には8:1ではないが、結果は前の計算の場合と符合して $20\text{シェアト} = 1\text{シリング}$ となるから、8:1としたことは正しい判断であったといってよいであろう。(Thorpe, op. cit. Glossary.)

17. Gif man in mannes tun ærest geirneþ, VI scillingum gebete; se þe æfter irneþ III scillingas; siððan gehwylc scilling.

第17条 人の領地に最初に侵入した<sup>(1)</sup>者は6シリングの損害賠償金を支払わなければならない。その後に侵入した者は3シリング、さらに、その後に侵入した者はすべて、1シリングとする。

(1) geirneþ <geyrnan(= to run)であるが、Thorpeは、geirneþのge-について、‘The power of “ge” in composition can only be gathered from the context in these early specimens of the Anglo-Saxon language.’ としながらも、‘It is evident that a forcible entry of some kind is here intended.’ として、‘to make inroad into’ と訳している。AttenboroughもThorpeと同様 ‘forcible’ の意味を含むものとして、‘to make [forcible] entry into’ と訳している。

ところで、接頭辞のge-は、動詞について次のように意味を強める場合がある。‘It sometimes gives an active signification like a preposition placed after a neuter verb in English, as, neuter, to laugh ; active, to laugh at, deride.’ (B. A-S D.)なお、その後の版では、同様の説明の後、‘winnan to fight, gewinnan to win by fighting’ の例をあげている。(B. & T. A-S D.)したがって、geirneþは単なる ‘run into’ ではなく、‘to make forcible entry’ と考えるべきであろう。しかし、二番目に侵入した者に、geirneþでなくirneþが用いられているのは、最初に侵入した者より積極性が少ないという意味であろうか。損害賠償額も半減しているのである。

18. Gif man mannan wepnum bebyreþ ðær ceas weorð, 7 man nænig yfel ne gedep, VI scillingum gebete.

第18条 争いが起こったときに、一方に武器を提供した者<sup>(1)</sup>は、悪事を何もおこなわなかったときにも、6シリングの損害賠償金を支払わなければならない。

(1) けんかそのものが悪行である(Allein die Rauferei selbst ist Missetat.— Liebermann, op. cit. p.8)から、武器を提供してけんかに加担した者は、それだけで

悪行をしたことになり、武器の提供以外に何もしていなくても、すなわち直接けんかの当事者にならなくても、それによって生じた被害に、たとえばけんかの相手の負傷というような場合に、損害賠償責任を認めようということである。もっとも、‘man nænig yfel ne gedeð’のmanは、武器の提供者に限らないという解釈もあるが、(Attenborough, op. cit. p.176)武器の提供者以外の者、すなわちけんかの当事者や第三者が何も悪行をしない場合には、被害を生ずることはないのであるから、このような賠償責任の問題を論ずる必要はなく、したがって、提供者が(武器の提供以外の)悪行をしなかった場合にのみ損害賠償責任の問題が出て来るのである。したがって、前述のmanは武器の提供者と見るべきであろう。なお、第18条は、次の第19条、第20条とも関連する。(die Sätze 18-20 bilden Einen Gedanken;—Liebermann, ibid, P.7. ; Schmid, op. cit. p.4; Attenborough, op. cit. p.7)ただし、Thorpeはそれらの規定の関連について言及していない。

#### 19. Gif wegreaf sy gedon, VI scillingum gebete.

第19条 路上で強盗をはたらいたときは<sup>(1)</sup>、6シリングの損害賠償金を支払わなければならない。

- (1) これだけでは意味が不明瞭であるが、これは前条の規定を受けた規定で、武器の提供者に、強盗の被害者に対する損害賠償責任を認めようという規定である。必要な語を補えば次のようになるであろう。

(武器を提供された者が) 路上で強盗をはたらいたときは、(その武器の提供者は) (被害者に) 6シリングの損害賠償金を支払わなければならない。

これは武器の提供者の責任であって、強盗の被害者に対する責任は別である。

#### 20. Gif man pone man ofslæhð, XX scillingum gebete.

第20条 その被害者を殺したときは<sup>(1)</sup>、20シリングの損害賠償金<sup>(2)</sup>を支払わなければならない。

- (1) この規定も前条の規定を受けているから、補えば次のようになるであろう。

(前条の強盗が) その被害者を殺したときは、(武器の提供者は) (被害者に) 20シリングの損害賠償金を支払わなければならない。

Attenboroughは、被害者は強盗に会った人だけでなく第18条の武器を提供された人のけんかの相手を含むとしている(Attenborough op. cit. p.176)。そして、Liebermannが、poneがponneの代わりに用いられており、その場合には、強盗に会った特定の人ではなく、‘If however a man is slain (by the borrowed weapons etc.)’のように、提供された武器によって殺された人一般を意味するとしているのに対して、これらの法律の規定の中でponneのそのような用例はほとんどないとしてLiebermann説に反対している(Attenborough, ibid.)。用語上の問題もさることながら、前条および前々条との関係とそのcontextからいって、被害者は一般人ではなく、Attenborough説のように、強盗に会った人のほかはせいぜい武器を提供された人のけんかの相手を含むだけと見るのが正しいように思われる。

- (2) これも武器の提供者の責任であって、加害者すなわち強盗が支払う被害者の人命金に加えて支払われることになる。

## 21. Gif man mannan ofslæhð, medume leodgeld C scillinga gebete.

第21条 自由民<sup>(1)</sup>が他の自由民<sup>(1)</sup>を殺したときは、通常の人命金<sup>(2)</sup> 100シリングを支払わなければならない。

- (1) manもmannanも、人命金の額から見て、通常的自由民すなわち下層自由民ceorlである。  
 (2) medume leodgeld については第7条注(3)参照

## 22. Gif man mannan ofslæhð æt openum græfe XX scillinga forgelde, 7 in XL nihta ealne leod forgelde.

第22条 開けられている墓の前<sup>(1)</sup>で人を殺した者は、20シリングを支払い、40日以内にその人命金の全額<sup>(2)</sup>を支払わなければならない。

- (1) æt openum græfeを前のClauseにつけるか、後のClauseにつけるかによって意味が大きく異なる。Attenboroughは後のClauseにつけて、次のように訳している。‘If one man slays another, he shall pay 20 shillings before the grave is closed,’

(Attenborough, op. cit, p.7). Schmidもほぼ同様に次のように訳している。‘Wenn Jemand einen Mann erschlägt, vergelte er bei offenem Grabe 20 Schilling (Schmid, op. cit. p.5)’.

しかし、Thorpeは、死者の友人たちが開かれた墓の前で加害者を非難するというゲルマン社会の慣習があり、加害者の友人たちとの間にしばしば乱闘がおり、時には死者も出たということから、前のClauseと結びつけて ‘If a man slay another at an open grave—’ と訳している (Thorpe, op. cit. pp.8-9)。本条の規定はそのようなゲルマン社会の慣習と無関係ではないと思われるし、語順すなわち文中における ‘æt openum græfe’ の位置からいっても (ibid)、Thorpe説がより正しいように思われる。ただ、はじめに20シリングを支払い、40日以内にその残額80シリング、結局全額100シリングを支払うというように支払い時期を二段に分けている理由は必ずしも明らかでない。

(2) 人命金は明らかにceorlの人命金であり、その全額は上述のように100シリングである。

### 23. Gif bana of lande gewiteþ, ða magas healfne leod forgelden.

第23条 人を殺した者が国外<sup>(1)</sup>に逃亡したときは、その親族の者が人命金の半額を支払わなければならない。

(1) of landeのlandはcountryすなわちKentと見てよいであろう (Attenborough, op. cit. p.177)。

### 24. Gif man frigne man gebindeþ, XX scill. gebete.

第24条 自由民を縛り上げた者<sup>(1)</sup>は、20シリングの損害賠償金を支払わなければならない。

(1) MS.は ‘gebi……eð’ のように文字が欠けている。一般にWilkinsやHickesの補完に従っているが特に問題はないであろう。すなわち、‘gebindeð (<gebindan=to bind)’ である。したがって、Thorpeは ‘bind’, Attenboroughは ‘lays bonds on’, Schmidは ‘bindet’ と同じように訳している。

25. Gif man ceorlæs hlafætan ofslæhð, VI scillingum gebete.

第25条 下層自由民の召使<sup>(1)</sup>を殺した者は、6シリングの損害賠償金を支払わなければならない。

(1) hlafæta (=loaf-eater=breadeater=servant)は奴隷の身分をもつ者である。したがって、損害賠償金は奴隷主の下層自由民ceorlに支払われる。

26. Gif læt ofslæhð, þone selestan LXXX sill. forgelde ; gif þane oþerne ofslæhð, LX scillingum forgelde ; ðane þriddan XL scilling forgelde.

第26条 第一級の最下層自由民<sup>(1)</sup>を殺した者は80シリング、第二級の最下層自由民を殺した者は60シリング、第3級の最下層自由民を殺した者は40シリングの人命金<sup>(2)</sup>を支払わなければならない。<sup>(2)</sup>

(1) 本条は前条の規定を受けたもので、lætの前にmanが省略されている。(Thorpe, op. cit. p.9)。訳文では、Thorpeは‘anyone’(ibid.) Attenboroughは‘he’(Attenborough, op. cit. p.7)、Schmidは‘Jemand’(Schmid, op. cit. p.5)を補っている。

lætという語は、エセルバート法典のこの規定の中で用いられているだけである。lætはceorlとslaveの間の半自由民ともいべき下層階級で、第1級、第2級、第3級の3階級に分けられていて、その人命金もそれぞれ異なる。lætは、ゲルマン諸法に見られるlitus、lidus、letusに相当するといわれる。たとえば、フリジア法(The Frisic=Frisian law)が自由民に対する示談金5ポンド6オンスに対してlitusに対しては2ポンド9オンス、奴隷に対しては1ポンド4½オンスと規定している(Thorpe, op. cit. Glossary-læt)のは、litusすなわちlætが自由民と奴隷の間の階層であることを示している。しかも、Kentには、フリジア(Frisia)から移住したフリジア人(Frisians)がすでに定住していたから、Kentの法律に前述のようなフリジア法のlitusすなわちlætに関する規定が取り入れられたものと思われる。

lætの出自については諸説があるが、Thorpeは、これらのlæti or Leti (<læt)は、



ローマの治世に移住して来たゲルマン人で、耕作する土地を保有し、それに対して地代を支払い、軍事的奉仕の義務を負っていたものとしている。そして、その身分が比較的高く評価されているのは、ゲルマン系の征服者との血族関係によるものとしている (ibid. なお、この点について、青山・前掲、44頁、336頁参照)。

laetにどのような訳語をあてるべきかは困難な問題である。半自由民であるとするれば部分的には自由民としての面をもっていて奴隷とは異なるのであるから、むしろ、最下層の自由民と考えてよいのではなかろうか。その意味で、本稿では最下層自由民として訳出した。

- (2) 人命金wergeldまたはlēodgeldという語は用いられていないが、奴隷その他の非自由民ではなく、一おう自由民であるから第一級80シリング、第2級60シリング、第3級40シリングは、それぞれ人命金と見てよいように思われる。特に、第1級のlaetの80シリングは、ceorlのwergeld 100シリングに近い額である。

## 27. Gif frīman edorbrecþe gedep, VI scillingum gebete.

第27条<sup>(1)</sup> 自由民が人の住居の柵を破壊して<sup>(1)</sup> 侵入したときは、6シリングの損害賠償金を支払わなければならない。

- (1) 第27条は、第28条、第29条および第30条とともに実質的には一つの条文を構成する。したがって、edor-brecðeは、単なる境界の囲いの破壊ではなく侵入をとまなうものと思われる。なぜなら、本条の損害賠償金6シリングに対して第29条は、破壊をとまなわない単なる侵入に対する損害賠償金を4シリングと規定しているからである。Thorpeは、特に理由を示さず、‘a breaking coupled with a forcible entry’ としている(Thorpe, op. cit. p.9)。なお、エセルバート法典にはアルフレッド(Alfred)法典(第40条)に見られるようなburgbryce(=a breaking into a castle)の規定はない。損害賠償額も小額であるから、frīmanはeorlでなくceorlで、侵入を受けた者もやはりceorlと考えるべきであろう。また、edorは、次の第28条との関連から見て、境界標で囲まれた土地だけでなく、その上にある建物も含む(Thorpe ibid, p.10)ものと解すべきであろう。edor-brecð(=-bryce)にはhouse-breakingの意味もあるのである。

## 28. Gif man inne feoh genimeþ, se man III gelde gebete.

第28条 人の住居の内部<sup>(1)</sup> で財物を窃取した者は、その3倍の損害賠償

金を支払わなければならない。

- (1) inne feohをinne-feohのように複合語とする説があるが、通説はinneを副詞としている。Thorpeは‘from a dwelling’ (op. cit. p.11), Attenboroughは‘therein’ (op. cit. p.9), B. & T. A-S D.は‘within (i.e. in a house)’ , Schmidは‘drinnen’ (op. cit. p.5)と訳しているが、いずれも屋内に侵入して盗んだことを示している。通説を正しいとすべきであろう。

29. Gif friman edor gegangeð, IV scillingum gebete.

第29条 自由民が境界の柵を跳び越えて侵入した<sup>(1)</sup>ときは、4シリングの損害賠償金を支払わなければならない。

- (1) gegangeð(←gegangan)は、‘to pass over’の意味であるが、特に、‘to go against with a hostile intention’ (Thorpe op. cit. p.10)の意味で用いられることが多いから(接頭辞ge-については第17条注(1)参照)、時には第30条のような結果を招くことがあるであろう。しかし、そのような結果を招くことがなければ、第27条のように境界の柵を破壊していないから、その損害賠償金は少なくなるのである。

30. Gif man mannan ofslea, agene scætte 7 unfacne feo gehwilce gelde.

第30条<sup>(1)</sup> 人を殺した者は<sup>(2)</sup>、自己の所有する金およびいかなるものであろうと<sup>(3)</sup> 瑕疵のない財産<sup>(4)</sup> によって、人命金を支払わなければならない。

- (1) 第27条注(1)参照。他人の住居に侵入して人を殺した場合である。  
 (2) 自由民ceorlである。  
 (3) gehwilceをfor each offenceとする説があるが、each offenceとすると、殺人以外にいろいろな違法行為が考えられていることになる。しかし、殺人以外の罪については何も規定されていないのである。したがって、Thorpeが‘whatever’、Attenboroughが‘whatever its nature’としているように、その財産の性質や種類をいったものと解

すべきであろう。

- (4) 家畜類その他の動産である(Attenborough, op. cit. p.9)。このように、金銭(おそらく、銀何シリングか)その他の財産を特に指定している理由は、必ずしも明らかでないが、住居侵入と併合した殺人という重大な違法行為の被害者の救済に特に配慮したためであろうか。

31. Gif friman wið fries mannes wif geligeþ, his wergelde abicge, 7 oðer wif his agenum scætte begete 7 ðæm oðrum æt ham gebrenge.

第31条 自由民が他の自由民の妻と同衾したときは、その女の<sup>(1)</sup>人命金を支払ってその女を買い取ら<sup>(2)</sup>なければならない。かつ、その加害者自身の金銭によって被害者の二度目の妻を買い求め、被害者の家<sup>(3)</sup>に連れて行かなければならない。

- (1) 'his' (m.n.)は男性にもなるし、中性にもなるから、frīman(m)の代名詞と見ることもできるし、wif(n)の代名詞と見ることもできる。Thorpeが'his wer-geld'と訳しているのに対し、Attenboroughは'his [or her]'として断定を避けている。Schmidはmit ihrem wergeldeとして妻のwergeldであることを明言している。Schmid以外にも妻のwergeldとする説はあるが、それに反するゲルマン部族性もあるし、Liebermann自身、第11条が第10条のmægdenman(文法的性別はm.)を、第83条が第82条のmægþman(m.)を、それぞれ女性のhīoで受けていることから見て、hisを姦夫とするのでなければ、hisを用いることはなかったであろうとしている(Liebermann, op. cit. p.2)。これに対して、Attenboroughは、どちらの場合も、hīoは別の条文の規定の中に出て来るのであるから、そのような理由にはならないとしてそれに反論している。(Attenborough, op. cit. p.12)。しかし、条文は別になっ  
ていても、実質的に一つの条分の項をなすという場合が本法に多く見られるし、hīoを用いている場合があるのにhiereを用いずhisを用いているのであるから、Liebermannの説も必ずしも不当とすることはできないであろう。

しかし、それにもかかわらず、hisがwif(=wife)を指すことは可能であり、'the wife's wergeld'を支払うことによって、死亡の場合と同様に妻を夫から引き離し、時には姦夫とその女性との婚姻もあり得たであろう。ただし、姦夫に妻がいる場合に

は重婚になるから、オーガスティンがこの法律の運用に参加していたら、すなわち教会の影響があるとしたら、その可能性は少なかった(Liebermann, op. cit. p.9)かもしれない。それどころか、7世紀のケントでは姦婦の追放さえもおこなわれていたことが証明されているといわれる(ibid)のである。

- (2) abicge (<abicgan)について、Liebermannは買い取る(erkaufe)のではなくて補償(Genugtuung)することであるとしているが、B. & T. A-S D.は‘Let him buy her with his wergeld’ Schmitは‘erkaufe er sie mit ihrem Wergelde’として、Liebermannとは異なる解釈をしている。ただし、前者がhisをfreemanとするところはLiebermannと同様であり、後者がwifeとするところは前述のとおりである。売買と見るか補償と見るかについては、‘oðer wif his agenum scætte begete’は別の女性を彼自身の金で手に入れるということであるから、結局は買うということにほかならないのであり、したがって、abicgeを「買いとる」と訳してさしつかえないであろう。

なお、his wergeldについては、夫にとっては、妻は殺された場合と同様に永久に自己のもとを去って行くのであるから、彼女の人命金を夫に支払うとするのがこの場合比較的無理のない解釈のように思われるのである。

また、妻とするために女性を買うということは、単なる人身売買ではなく、その女性の家族の彼女に対する保護権ないし後見権mundを夫または本条の規定の場合は他の男の家族に移すということの対価として支払うという性格をもつことに注意すべきである。なお、この点について第75条第76条参照。女性の地位の極めて低い時代であったが、その点で奴隷の売買とは異なるであろう。

- (3) MS.はpamである。pāmをhāmの誤りとする説が多い。pとhが似ているため筆写者が書き違えたこと(Liebermann, op. cit. p.10)、pāmでは意味をなさないこと(Schmid, p.4)などがその理由とされている。しかし、pæmはpamと綴られることがあるから、‘æt pæm’として、Thorpeのように、‘to the other’と訳して(Thorpe, op. cit. p10)もよいように思われる。‘æt hām’とすれば、‘to the other man's home’(Attenborough, op. cit. p.9)ということになるが、実質的には意味は変わらないであろう。すなわち、被害者のもとに、その妻とするために連れて行くということである。

32. Gif man rihthamscyld þurhstinð, mid weorðe forgelde.

第32条 家屋を適法に保護する物<sup>(1)</sup>を突き破った者は、その価値の程度によって<sup>(1)</sup>損害賠償金を支払わなければならない。

- (1) rihthamscyldかriht ham-scyld (またはriht hamscyld) か、すなわち一語とすべきか二語とすべきか見解が分かれている。ThorpeやSchmidは2語としているのに対し、LiebermannやAttenboroughは一語としている。また、Hall&Meritt, A-S D.も一語として扱っている。その意味についても見解が分かれ、決定的なものはない。Schmidは、その意味を確定できないとして、‘Wenn Jemand……durchsticht’のようにドイツ語訳のその部分を空白にしている。Thorpeは、rihtを「左」に対する「右」として、‘the right shoulder-blade’ と訳し、右に対する被害は左に対するそれよりも重いことを補償の理由としている(Thorpe, op. cit. p.12)。しかし、右のhamscyldだけが賠償の対象となり左のそれが賠償の対象にならないのは何故かという疑問が残る。また、‘shoulder-blade’ とすることは、第33条以下の人体の諸部分に対する傷害についての規定と整合することを考慮しても、「左」についての規定がないのはやはり不自然と思われる。また、‘mid weorðe’ すなわち価値に従って賠償しなければならないということは、それが一定した価値のものでないことになるから、身体の特定の部分の価値が変化することになり、この点でも不自然であるといわなければならない。したがって、Thorpeは‘mid weorðe’ を‘adequately’のような幾分あいまいな語に訳さざるを得なかったのであろう。これに対して、Liebermannは、rihtを「右」ではなく、legalすなわち適法ないし合法的の意味にとり、‘gesetzliche Hofeinfriedigung’ と訳している。すなわち適法に作られた家屋敷の柵ということになるであろう。Attenboroughは、rihtを訳さず、単に‘the enclosure of dwelling’ としている。B. & T. A-S D.がhamscyld (?) としながらも、‘the breaking through the fence which surrounded the ham(=dwelling)’ としているのも同様の解釈にもとづくものであろう。なお、H&M. A-S D.がrihthamscyldの訳語としている‘legal means of protection to a homestead’ は、Liebermannに近い訳語であるといえよう。前述のように、「右の肩甲骨」の訳語は、何としても不自然と思われるので、LiebermannやAttenborough等の見解に従っておく。しかし、本条の規定については、Schmidのいうように、その意味を確定し難いというのが事実であり、強いて訳をつけたとしても、Attenboroughのいうように、‘I do not feel any confidence as to the translation of this passage(op, cit. p.12)’. というような実感は拭えないのである。

33. Gif feaxfang geweorð, L sceatta to bote.

第33条 人の毛髪を強く引張った者は、50シェアト<sup>(1)</sup>の損害賠償金を支払わなければならない<sup>(2)</sup>。

(1) シェアトについては、第16条注(2)参照。

(2) 第33条から第72条まで人体に対する傷害に関する規定が続いている。

34. Gif banes blice weorðeþ, III scillingum gebete.

第34条 骨を露出させた<sup>(1)</sup>者は、3シリングの損害賠償金を支払わなければならない。

(1) いうまでもなく、人の身体に傷害をあたえて、骨を露出させた場合である。

35. Gif banes bite weorð, IV scillingum gebete.

第35条 骨を傷つけた<sup>(1)</sup>者は、4シリングの損害賠償金を支払わなければならない。

(1) 骨を傷つけるということは、単に骨を露出させた場合よりも傷害の程度が重いから、損害賠償額も多くなっている。

36. Gif sio uterre hion gebrocen worðeþ, X scillingum gebete.

第36条 頭頂骨<sup>(1)</sup>を傷つけた者は、10シリングの損害賠償金を支払わなければならない。

(1) hionはB.A-S D.は‘membrane’、B.& T. A-S D.は‘the bone of the head (?)’ H&M. A-S D.は‘hionne? dura māter’ ([脳]硬膜)、Attenboroughは‘the outer covering of the skull’、Schmidは‘äussere (Schädelplatte)=Scheitelbein (=parietal bone)’、Thorpeは‘the outer hion’として‘hion’を訳さず、注で部族

法やAlfred法典から引用して‘the tablet of the skull, the outer bone’等の訳語をあげているが断定的なものはない。しかし、‘dura māter’を除いて、前掲のいくつかの訳語はだいたい同じものといってよいであろう。すなわち、頭蓋骨の最上部を指すと思われるので、訳語は、頭頂骨としておく。

37. Gif butu sien, XX scillingum gebete.

第37条 傷害が両者<sup>(1)</sup>に加えられたときは、20シリングの損害賠償金を支払わなければならない。

- (1) ‘butu’すなわち両者は、前条との関連からいって、頭部の二つの組織を指すものと思われる。しかし、その一つは前条の‘uterre hion’であるか、もう一つは、たとえば脳膜というような別の組織であるかは、まったく示されていない。‘butu’を、脳硬膜(dura māter)と脳軟膜(pia māter)とする説がある(Attenborough, op. cit. p.178, Liebermannも同説、ibid.)が、第36条の‘uterre hion’を‘dura māter’、第37条の‘butu’を、それと‘pia māter’を含むとすると、脳膜にまで達しない頭頂骨だけの傷害の責任はどうなるのか、また、当時の裁判の実際において脳硬膜と脳軟膜の傷を明確に区別することができたか、というような疑問が残る。むしろ、第36条の場合は頭頂骨、第37条の場合は頭頂骨と脳膜の二つの組織と見るべきではなかろうか。そうすれば、頭頂骨だけの場合は10シリング、傷がさらに深く脳膜に及んだ場合は倍額の20シリングとなり、損害賠償金の割合もわかりやすくなるように思われるのである。

38. Gif eaxle gelæmed weorþeð, XXX scill. gebete.

第38条 人の片方の肩<sup>(1)</sup>を不自由にした者は、30シリングの損害賠償金を支払わなければならない。

- (1) ‘eaxel(=eaxl>eaxle)=a shoulder’で片方の肩である。肩を不自由にするということは、腕や手の使用を長期間または生涯にわたって不自由にするということであるから、当然に、損害賠償金の額も多く30シリングになっている。

39. Gif oþer eare nowiht gehereð, XXV scill. gebete.

第39条 人の片方の耳<sup>(1)</sup>を聞こえなくした者<sup>(2)</sup>は、25シリングの損害賠償金を支払わなければならない<sup>(3)</sup>。

- (1) 両耳の場合損害賠償額は倍増されるのか規定はないが、片方のほほの第46条に対して両ほほの第47条の損害賠償額が倍増していることから見て両耳の場合も倍増されるものと考えてよいであろう。
- (2) MS.のnōwihtはnāwiht=nāht=nōht.
- (3) Thorpeは、次の条文と入れかえ、第39条を第40条とし第40条を第39条としている。‘for reasons which will be obvious to the reader’として、耳を切り落とした場合を先にし、耳を聞こえなくした場合を後にしているゲルマン慣習性Lex Alamannorumの規定を引用し第41条と第42条のように損害賠償額の少ない方を先にし多い方をあとにしているが、その十分な理由は見出せないように思われる。

40. Gif eare of weorð aslagen, XII scill. gebete.

第40条 人の片方の耳を切り落とした者は12シリングの損害賠償金を支払わなければならない。<sup>(1)</sup>

- (1) 第42条注(1)参照。

41. Gif eare pīrel weorðep, III scill. gebete.

第41条 人の片方の耳に穴をあけた者は、3シリングの損害賠償金を支払わなければならない。<sup>(1)</sup>

- (1) 第42条注(1)参照。

42. Gif eare sceard weorðep, VI scill. gebete.

第42条 人の片方の耳を切り裂いた者は、6シリングの損害賠償金を支払わなければならない<sup>(1)</sup>

- (1) 傷害の程度、損害賠償額という点から見ると第41条と第42条を入れかえた方がよいように思われる。そうすれば、第40条の12シリング、第41条6シリング、第42条3



シリングという順序になる。しかし、いうまでもなく、これは、それほど重大な理由ではない。

43. Gif eage of weorð, L scillinga gebete.

第43条 人の片方の眼<sup>(1)</sup>を失明させた者は、50シリングの損害賠償金を支払わなければならない。

- (1) 両目については規定がないが、この点については、第46条、第47条および第39条の注(1)参照。損害賠償金が前条の場合の倍額の100シリングになるとすると、人命金に相当する額であるが、実際の運用や慣習がどのようなものであったかは不明である。

44. Gif muð oppe eage woh weorðeþ, XII scill. gebete.

第44条 人の口または眼をゆがんだ状態にした<sup>(1)</sup>者は、12シリングの損害賠償金を支払わなければならない。

- (1) 'woh(=not straight, crooked)' であるから、口が曲がったり、片方の眼が下がるか、つり上がるかしてゆがんだ状態になることである。

45. Gif nasu ðyrel weorð, IX scillingum gebete.

第45条 人の鼻に刺し傷をつけた<sup>(1)</sup>者は、9シリングの損害賠償金を支払わなければならない。

- (1) The Frisian lawには鼻の各部分の傷害について損害賠償額を定めた規定がある(Thorpe, op. cit. p.15参照)が、本法では、第45条と第48条だけである。

46. Gif hit sio an hleore, III scill. gebete.

第46条 それが<sup>(1)</sup>片方のほほであるときは、3シリングの損害賠償金を支払わなければならない。

- (1) 'hit(=it)' は、前条の刺し傷をつけたことを指している。すなわち、'an hleore þyrel weorð' である。

47. Gif butu ðyrelle sien, VI scill. gebete.

第47条 両ほ<sup>(1)</sup>ほに刺し傷をつけたときは、6シリングの損害賠償金を支払わなければならない。

- (1) 第39条注(1) 参照

48. Gif nasu ælcor sceard weorð, gehwylc VI scill. gebete.

第48条 その他の方法<sup>(1)</sup>で鼻に深い傷を負わせたときは、それぞれの傷について6シリングの損害賠償金を支払わなければならない。

- (1) ælcor(=otherwise)は刺し傷以外の方法で(傷をつけた場合)である。

49. Gif ðirel weorþ, VI scill. gebete.

第49条 <sup>(1)</sup>刺し傷をつけたときは、6シリングの損害賠償金を支払わなければならない。

- (1) 主語がないので、'hit' が省略されていると見て、前条の規定と結びつけると、'hit' は 'nasu' を指すことになるであろう。しかし、第45条には、すでにそのような規定があり、損害賠償金も9シリングになっているから、同じ傷害行為で賠償金の額が異なることになる。したがって、これは、鼻以外の体の部分と見なければならないであろう。Liebermannは 'protu (=Kehle=throat)' としている(Liebermann, op. cit. p.11; Attenborough, op. cit. p.178)が、すでに、眼、鼻、耳、ほほ(頬)等の顔の部分に対する傷害については規定されているから、それ以外の部分は、あご、のど等ということになる。ただ、'protu' とするよりもむしろあごと見た方がよいのではなかろうか。第50条は、あごについて規定しているし、あごは顔の部分であるのに対し、のどは顔の一部ではないからである。

50. Se þe cinban forslæhð, mid XX scillingum forgelde.

第50条 人のあご（顎）<sup>(1)</sup>の骨を打ちくだいた者は、20シリングの損害賠償金を支払わなければならない。

(1) 前条注(1)参照。

51. Æt þam feower toðum fyrestum, æt gehwylcum VI scillingas; se tōp se þanne bistanceþ IV scill.; se ðe ðonne bi ðam standeþ III scill.; ond þonne siþþan gehwylc scilling.

第51条 <sup>(1)</sup>前歯4本は、1本につき6シリング、それに隣接する歯<sup>(2)</sup>は、4シリング、さらにそれに隣接する歯<sup>(2)</sup>は、3シリング、それ以外の歯は、1本につき1シリング<sup>(1)</sup>。

(1) 条文の前後に、(人の歯を折った者は)と(の損害賠償金を支払わなければならない)が省略されている。ThorpeもSchmidも補っていないが、B. & T. A-S. D.(tōp)は訳文に‘For knocking out’や‘must be paid for’をAttenboroughは‘shall be paid as compensation’を補っている。

(2) tōpは単数で、動詞も当然に単数の‘bistanceþ’と‘standeþ’が用いられているが、Attenboroughは、‘each of the teeth which stand next to these ; each tooth which stands next to them’と訳して、前歯4本の両側の各歯を考えているように思われる。これに対して、Thorpeは、‘the tooth which stands next to them ; that which stands next to that’としているが、隣接する歯はそれぞれ前歯4本の左右いずれかの側にあるのであるから、これでも同じ意味をあらわすことができるであろう。Schmidも、同様に単数を用いて、‘der Zahn, der dann zunächst steht ; der dann bei diesem steht’としている。

なお、この規定は、前歯やそれに隣接する歯を重く見て、奥歯を軽く見ているから、咀嚼よりも美観を重視したものといえることができるであろう。

52. Gif spræc awyrd weorþ, XII scillingas.

Gif widobane gebroced weorðeþ, VI scill. gebete.

第52条 人の言語能力<sup>(2)</sup>に障害をあたえた者は12シリング<sup>(1)</sup>、鎖骨<sup>(2)</sup>を折った者は、6シリングの損害賠償金を支払わなければならない。

- (1) ‘gebete’ ([の] 損害賠償金を支払わなければならない) が省略されている。
- (2) 言語の使用は、脳はもとより、身体のいろいろな器官によっておこなわれるものであるから、それに対する障害も非常に広い範囲にわたっておこなわれることになる。ただ、本条には、第2項に鎖骨 (wido-bāne=wipo-bān=collar bone) を折った場合について規定しているが、鎖骨を折るといふようなけがは、肺、気管 (支)、等に障害をあたえるおそれがあるから、言語能力の障害になる場合が多いであろう。立法者の意図は前段の言語能力の障害は、口、歯、舌等の音声器官に対する障害と考え、後段の鎖骨の骨折は、肺、気管等のそれより下の音声器官の障害と考えたものであろうか。
- なお、‘wido-bāne’ を ‘shoulder-blade’ とする説がある (Thorpe, op. cit. p.16) が、Thorpe自身は ‘collar-bone’、Attenboroughも ‘collar-bone’、Schmidも ‘Schlüsselbein’、(いずれも鎖骨) と訳している。また、‘wido-bāne’ は ‘wipo-bāne’ の古形で、pの代わりにdが用いられたころの名残といえよう。この点について、第1条注(5)およびLiebermann, op. cit. p.11参照。

53. Se þe earm þurhstinð, VI scillingum gebete.

Gif earm forbrocen weorð, VI scill. gebete.

第53条 人の腕に深い刺し傷<sup>(1)</sup>を負わせた者は6シリングの損害賠償金を支払わなければならない。人の腕を折った者も6シリングの損害賠償金を支払わなければならない。

- (1) ‘þurhstinð (<þurhstingan=to pierce through)’ は、刃物等を突き刺した場合であるが、損害賠償額は、腕を折った場合の6シリングと同額であるから、浅い小さな刺し傷ではなく、深い大きな刺し傷と考えるべきであろう。

54. Gif þuman ofaslæhð, XX scill.

Gif ðuman nægl of weorðeþ, III scill. gebete.  
 Gif man scytefinger ofaslæhð, VIII scill. gebete.  
 Gif man middelfinger ofaslæhð, IV scill. gebete.  
 Gif man goldfinger ofaslæhð, VI scill. gebete.  
 Gif man þone lytlan finger ofaslæhð, XI scill. gebete.

第54条 人の親指を切り落とした者<sup>(1)</sup>は、20シリング<sup>(2)</sup>、人の親指の爪をはがした者は、3シリングの損害賠償金を支払わなければならない。人の人差指を切り落とした者は、8シリング<sup>(3)</sup>の損害賠償金を支払わなければならない。人の中指を切り落とした者は、4シリングの損害賠償金を支払わなければならない。人の薬指を切り落とした者は6シリングの損害賠償金を支払わなければならない。人の小指を切り落とした者は、11シリングの損害賠償金を支払わなければならない。

(1) 動詞は三人称単数現在であるから、manが省略されている。

(2) 'gebete' が省略されている。

(3) B. & T. A-S D. (scyte-finger)は、Alfred法典の15シリングと比較して、'In Ethelbert's Laws the fine is only eight shillings'. といっているがEthelbert時代のshillingを250年も後のAlfred時代のshillingと同じ価値と見ることはできないであろう。なお、本条と第55条は手の指について規定したものであるが足の指については、第70条、第71条および第72条参照。

55. Æt þam neglum gehwylcum scilling.

第55条 指の爪<sup>(1)</sup>は、1本につき1シリング。

(1) 親指の爪については前条の規定があるから、それ以外の手の指の爪である。前後が省略されているが、いうまでもなく、人の爪をはがした場合の損害賠償金である。

56. Æt þam lærestan wlitewamme III scillingas ond æt þam maran VI scill.

第56条 (1) 顔の最も小さい傷あと<sup>(1)</sup>は3シリング、それより大きい傷あと<sup>(1)</sup>は6シリング<sup>(1)</sup>。

- (1) 前条と同様に前後が省略されている。人の顔に傷あとをつけた場合の損害賠償金である。最も小さい傷あととはどの程度の大きさのものか、それより大きい傷あととはどの程度のものか、明らかでないが、損害賠償金の差は3シリングであるから、それほど大きな差ではないであろう。大陸のゲルマン部族法がいつているように(Thorpe, op. cit. p.17)、衣類(帽子等)または髪の毛で覆うことができない常に外から見える、消えることのない傷あとをつけた場合と考えられる。なお、*lærestan*の語形が用いられた例は他にないため、Schmidはこれは'*læsestan*'のまちがいではないかとしながらもGrimmがOld Frisianに'*leresta*'があることを指摘している点も紹介している(Schmid, op. cit. p.6 ;なお、B.& T. A-S D. [*lærest*]参照)が、一般的には'*læsest*'とすべきであろう。

57. Gif man oþerne mid fyste in naso slæhð, III scill.

第57条 握りこぶしで人の鼻を殴打した者は、3シリング<sup>(1)</sup>。

- (1) '*gebete*'が省略されている。

58. Gif dynt sie, scilling.

Gif he heahre handa dyntes onfehð, scill. forgelde.

第58条 (1) 傷あとが残るときは1シリング<sup>(1)</sup>。手をあげて<sup>(2)</sup>、傷あとが残るときは<sup>(2)</sup>、1シリングの損害賠償金を支払わなければならない。

- (1) 省略されている部分を補えば、次のようになるであろう。(その殴打により) 傷あとが残るときは、(さらに) 1シリングの損害賠償金を支払わなければならない。手をあげて(殴打を受けた者の手に) 傷あとが残るときは、(さらに) 1シリングの損害賠償金を支払わなければならない。

(2) ‘he heahre handa dyntes onfehð’ を、Thorpeは ‘if he receives right hand bruise’, (p.19)と訳しているが、‘heah hand’ はスカンジナビア諸言語では ‘right hand’ の意味で用いられており、Kentの定住者たちはスカンジナビアに近いJutesであるから、同様に ‘right hand’ の意味で用いていたとして、上述のような訳をしたものと思われる。B. & T. A-S D. (dynt, hand)はThorpeの訳に従いながらも、‘the hand being raised for defence’ または ‘the upraised hand of the striker’ かもしれないとあって、right handと断定していないように思われる。ただし、Thorpeは、‘uplifted (or upraised)’ はheahの正しい訳ではないとしている。Schmidも、Thorpeと同様に ‘er durch die rechte Hand einen Streich empfängt(p.7).’ と訳し、‘Heah-hand scheint wie im Altnord die rechte Hand zu bezeichnen’ .のように、右手を意味するとしている (ibid)。

しかし、左手で受ける場合も考えられるから、右手に限定しないで、Attenboroughのように、‘If the blow is received with uplifted hand’ (p.13)と考えた方がよいように思われる。ただし、ただ打撃を受けただけでなく、その打撃による打撲傷の傷あとが残った場合とすべきであろう。

59. Gif dynt sweart sie buton wædum, XXX scætta gebete.

第59条 傷あとが衣服に覆われない部分<sup>(1)</sup>に黒く残っているときは、30シェアトの損害賠償金を支払わなければならない。

(1) 衣服に覆われない部分は、顔、首、のど、手等であるが、これらのうち、特に覆いかくすことができない部分といえは顔であるから、ここでは、主として顔の黒い傷あとを考えているように思われる。ただし、第60条が一つの傷あとにつきとっているように、本条の場合も、一つの傷あとについて30シェアトと解すべきであろう。なお、前述のように、20シェアトが1シリングであるから、30シェアトは1.5シリングである。

60. Gif hit sie binnan wædum, gehwylc XX scætta gebete.

第60条 傷あとが衣服に覆われる部分<sup>(1)</sup>に残るときは、一つの傷あとにつき20シェアトの損害賠償金を支払わなければならない。

- (1) 衣服に覆われる部分は、顔、首、手等を除いて、体のほとんど全部にわたるものと考えてよいであろう。責任もすこし軽減されて20シェアト（1シリング）になっている。

61. Gif hrifwund weorðeþ, XII scill. gebete.

Gif he þurhðirel weorðeþ, XX scill. gebete.

第61条 人の腹部に傷<sup>(1)</sup>を負わせた者は、12シリングの損害賠償金を支払わなければならない。人の腹部に刺し傷<sup>(1)</sup>を負わせた者は、20シリングの損害賠償金を支払わなければならない。

- (1) 前段の腹部の傷がどのような、どの程度の傷か明示されていないが、損害賠償額から見て、刺し傷よりかなり軽い傷であることがわかる。刺し傷は通例深い傷であるから、腹部の場合は特に危険度が高いので、当然に、損害賠償額も多くなっている。

62. Gif man gegemed weorðeþ, XXX scill. gebete.

第62条 被害者<sup>(1)</sup>が医師の治療を受けた<sup>(2)</sup>ときは、30シリングの損害賠償金を支払わなければならない。

- (1) manは、明らかに被害者である。

- (2) 'gegēmed' について、Thorpe は、'I have been unable to discover anything which will illustrate the term'. といって、'any one be gegēmed' のように 'gegēmed' を訳していない。そして、'gegēmed' (<gegēman=gegȳman)には 'to take care' の意味はあるが、'healing' の意味で用いられている例を知らないといっている (Thorpe, op. cit. p.19)。たしかに、Thorpeのその著書が書かれた1840年ごろのB. A-S D.(1838)には、そのような例はないが、その後のB. & T. A-S. D.には、'to heal, cure, amend, treat as a patient' のような訳が出ている。Attenboroughは、B. & T. A-S D.のように 'a man receives medical treatment' と訳し、Schmidは早くも1858年の著書で 'Jemand in ärztliche Behandlung kommt' とそのような意味に訳している。なお、医師の治療を受けるということは、前条との関連で、腹部の刺し傷の治療であるから、治療費もかかり、かなり高額の30シリングである。



63. Gif man cearwund sie, III scill. gebete.

第63条 恥丘<sup>(1)</sup>に傷を負わせた者は、3シリングの損害賠償金を支払わなければならない。

- (1) cearwundの意味不明。Thorpeは、‘I have been unable to discover the particular nature of his injury’、といて、‘If any one be cearwund’として、この語を訳していない。そして、Wilkinsが、‘cearwund’を‘wear-wand’としていることを紹介している。‘wear=wearr’は、B.A-S D.では、‘Hardness of the hands or feet, caused by labour, a knot, callus (硬皮)、nodus (瘤)’また、B. & T. A-S D.でも、同じように‘a piece of hard skin (particularly on the hands or feet), callosity’と説明している。Schmidは、‘cearwundは’そのままにして、‘bettwund, bettlägerig’と説明しているGrimmの説にもとづいて、‘bettwund’とし、‘Jemand bettwund ist’と訳している。すなわち、寝たきりの状態にされた場合としているのである。

これに対して、Liebermannは、‘scearwund’とすれば、‘scearu(=pubes)’は、第61条と関連するし、また、第64条の第2項とも関連するとして、これらの規定が一連の規定であることを示唆しているが、自身は、‘Jemand schwer(?) verwundet ist’(Liebermann, op. cit. p.12 ; Attenborough, op. cit. p.178)と訳している。Attenboroughの‘If a man is severely (?) wounded, 30 shillings shall be paid as compensation’という訳は、Liebermann説によるものと思われる。ただ、‘severely wounded’とすれば、‘3 shillings’は少な過ぎるので、‘30 shillings’と訂正せざるを得なかったのであろう。Schmidは前述のようにbettwundとしているが、損害賠償額を3(30?) Schillingenとしているから、bettwundすなわちbettlägerigとして重く見ているようである。

結局のところ、断定は困難であるが、‘scearwund’説にはかなりの説得力があるように思われる。すなわち、第61条は腹部の傷、第62条はその重傷、第63条は‘pubes’または‘groin’で下腹部の傷としては比較的軽傷、第64条は‘generative organ’の重傷であるから、腹部、下腹部および生殖器の傷について、軽傷重傷、の場合が順次規定されているのである。したがって、本稿ではLiebermannのように、‘cear’のまえにsがあるものと考えて、すなわち‘scearwund’として訳出した。

64. Gif man gekyndelice lim awyrdeþ, þrym leudgeldum hine man forgelde. Gif he þurhstinð, VI scill. gebete. Gif man inbestinð, VI scill. gebete.

第64条 人の生殖器<sup>(1)</sup>を機能不全にした者は、その被害者(男性)<sup>(1)</sup>に人命金の3倍の損害賠償金<sup>(2)</sup>を支払わなければならない。刃物等を突き通した<sup>(3)</sup>者は6シリングの損害賠償金を支払わなければならない。刃物等を突き刺した<sup>(3)</sup>者も、6シリングの損害賠償金を支払わなければならない。

- (1) 'hine' という語が用いられていることから明らかなように、本条の規定は男性にのみ適用されると見るべきであろう。'hine' は 'acc.' であるが、Thorpeのように 'let him pay him' としても、B. & T. A-S D.のように 'let a man pay for him' としてもよいように思われる。ただし、Attenboroughは 'for it' とし、Schmidも *vergelte er es* と中性にしている。どちらにしても意味は変わらないが、次の点からも男性と見るべきであろう。

数世紀後のアルフレッド法典と単純に比較することはできないが、アルフレッド法典第65条は、'Gif mon sie on þā herðan to þām swīðe wund, þæt he ne mæge bearn' のように、'gekyndelice lim' を用いず 'herðan(=testiculi)' だけをあげているのである。'gekyndelice lim' といえば、男性の場合、通例、'testiclesとpenis' を含むから、この場合、いずれかまたは両者を指すものと考えてよいであろう。

- (2) 人命金の3倍の損害賠償金は、きわめて高額な賠償金であるが、平均寿命がきわめて短かったことが想像されるこの時代に、子孫を残す機会を永久に失わせることは、重大な違法行為と考えられたにちがいない。しかし、前述のように下層自由民 *ceorl* の人命金は100シリングであり、その3倍の300シリングとなると上層自由民 *eorl* の人命金300シリングに相当する額であるから、通常の *ceorl* の場合それを支払うことはできなかつたであろう。その場合には、被害者の奴隷にならざるを得なかつたということも考えられるのである。
- (3) 'þurhstinð(<þurhstingan)' と 'inbestinð(<inbestingan)' の差異は必ずしも明らかではないが、'þurhstingan' は 'to stab into, thrust through, pierce' 等、突き通す、すなわち貫く場合である。'inbestingan' も *to pierce, penetrate* 等の意味もあるが、'to make a thrust which enters but does not go quite through(B. & T.

A-S D.)' のように、突き刺しても貫いていない場合に用いられることがあるから、Thorpeは 'he pierce it through' と 'it be pierced within' のように訳している。Attenboroughもほぼ同様に、'he pierces it right through ; he pierces it partially' と訳している。損害賠償金は、どちらも同額の6シリングであるから、ほとんど同じ程度の傷で、しかも、それほど重くない傷と考えてよいであろう。

65. Gif þeoh gebrocen weorðeþ, XII scillingum gebete.

Gif he healt weorð, þær motan freond seman.

第65条 人の大腿部を骨折させた者は、12シリングの損害賠償金を支払わなければならない。歩行が不自由になったときは、友人たち<sup>(1)</sup>が仲裁<sup>(2)</sup>しなければならない。

(1) frēondをSwed. 'a relation' ; Icel. 'a kinsman' のように両当事者の親戚とする説 (Attenborough, op. cit. p.178)があるが、'frēond=friend(s)' は広く友人たちとして、親戚の者を含むと考えてよいのではなからうか。

(2) 歩行困難の程度を見てその損害賠償額を決めるために、友人たちが当事者の間に入って仲裁することであろう。

66. Gif rib forbrocen weorð, III scill. gebete.

第66条 人の肋骨を折った者は、3シリングの損害賠償金を支払わなければならない<sup>(1)</sup>。

(1) 本条は大腿部に関する第65条と第67条の規定を中断しているから、むしろ、第65条の前に置くべきであろう。それに損害賠償額も、Liebermannのいうように、指の爪や歯のそれと比較して少ないように思われる (Liebermann, op. cit. p.13)。

67. Gif man þeoh ðurhstingþ, stice gehwilce VI scillingas.

Gyfe ofer ynce scilling, æt twam yncum twegen, ofer þry  
III scill.

第67条 人の大腿部に刃物等を突き通した者は、一つの傷について6シリング、傷<sup>(1)</sup>が1インチを越えるときは<sup>(2)</sup>1シリング、2インチから3インチまで<sup>(3)</sup>は2(シリング)<sup>(4)</sup>、3(インチ)<sup>(4)</sup>を越えるときは3シリング<sup>(4)</sup>。

- (1) 傷は、前項の場合のように突き通した傷ではないが、それぞれ、1インチ以上、2～3インチ、3インチ以上にわたる刺し傷である。したがって、かなりの深さをもったものといえる。Attenboroughは‘an inch deep’のように‘deep’を補っている。
- (2) Gyfe=GifeはGif=Gyfの誤りである。ただし、古形ともいわれる(Liebermann, ibid)。
- (3) ‘æt twam yncum’は‘for two inches (Thorpe, p.19)’であるが、より明確には‘between 2 and 3 inches(Attenborough p.13)’である。
- (4) incum, gebēte’が省略されている。

68. Gif wælt wund weorðeþ, III scillingas gebete.

第68条 人の大腿部の腱<sup>(1)</sup>に傷を負わせた者は、3シリングの損害賠償金を支払わなければならない。

- (1) ‘wælt’は、B. A-S D.によると‘a joint of the neck ; vertebra’ (椎骨)、Thorpeを参照しているB. & T.A-S D.によると‘apparently some part of the thigh, a sinew(?)’ (大腿部の腱)である。Thorpeは、大腿部について規定する前条との関係から見て、首の傷ではなく、‘a sinew (nervus) of the thigh’であるとしている。B. A-S D.のようにvertebraだとすると動詞は‘gebrocen’または‘forbrocenを用いるべきであるが、‘wælt wund weorðeþ’であるし、損害賠償額も比較的少額で3シリングであるから、大腿部の腱としてよいように思われる。Attenboroughも‘a sinew’としている。

69. Gif fot of weorðeþ, L scillingum forgelde.

第69条 人の片方の足を切断した者は、50シリングの損害賠償金を支払わなければならない<sup>(1)</sup>。

- (1) 本条から第72条までは足または足の指の傷害について規定している。

70. Gif seo micle ta of weorðep, X scill. forgelde.

第70条 人の足の親指を切断した者は、10シリングの損害賠償金を支払わなければならない<sup>(1)</sup>。

(1) 第54条および第71条参照。

71. Æt þam oðrum taum gehwilcum healf gelde, ealswa æt þam fingrum ys cwiden.

第71条 その他の足の指については<sup>(1)</sup>、それぞれに、手の指について規定した額の半額<sup>(2)</sup>を支払わなければならない。

(1) 第70条の規定と同様に、足の指を切断した場合である。

(2) 第54条は、人の、親指を切り落とした者は20シリング、人差指を切り落とした者は8シリング、中指を切り落とした者は4シリング、薬指を切り落とした者は6シリング、小指を切り落とした者は11シリングの損害賠償金を支払うべきことを規定しているから、それらの手の指に対応する足の指の損害賠償金は、それぞれ、その半額ということになる。第70条の足の親指の場合も、手の親指の20シリングの半額10シリングである。

72. Gif þare mycclan taan nægl of weorpeð, XXX scætta to bote.

Æt þam oþrum gehwilcum X scættas gebete.

第72条 人の足の親指の爪をはがした者は、30シェアトの損害賠償金<sup>(1)</sup>を支払わなければならない。その他の足の指の爪についてはそれぞれに、10シェアトの損害賠償金<sup>(1)</sup>を支払わなければならない。

(1) 足の指の爪の場合の損害賠償金も、第54条と第55条の規定から見て、手の指の爪の場合の半額であることがわかる。すなわち、手の親指の爪の3シリングに対して足の親指の爪の場合は30シェアト = 1½シリング、手の親指以外の指の爪の1シリングに

対して、足の親指以外の指の爪の場合は10シェアト=½シリングである。

73. Gif friwif locbore leswæs hwæt gedep, XXX scill.  
gebete.

第73条 長髪<sup>(1)</sup>の自由民の女性が何らかの非道な行為をしたときは、  
30シリングの損害賠償金を支払わなければならない。

(1) ‘locbore’ は、‘loc(=locc [hair]) + bore(=bora [=bearer] <boren, pp. of beran)’  
であるから、B. A-S D.のようにbearing hair (hairが無冠詞の場合は、通例、かつ  
らの意味) と考えることもできるが、同書には、‘si libera mulier capillata  
inhonesti quidquam fecerit’ という本条のラテン訳もあり、ここでは、‘locbore’ を  
‘mulier capillata’ (長髪の女性) と訳している。かつらをつけるという習慣は、古代  
のギリシャ、ローマ等の時代からあり、ローマ人は、特に、ゲルマン人から輸入した  
金髪のかつらを好んだといわれるが、当のゲルマン人であるKentの自由民の女性は、  
それほどかつらを必要としていなかったのではなかろうか。むしろ、生まれながらに  
してもつ美しい(金髪の)長髪が奴隷でない自由民の女性を象徴するものであったか  
もしれない。Attenboroughがいうように、‘locbore’ の正確な意味は明らかでないが、  
‘a free-born woman with long hair’ としてよいように思われる。Schmidも、‘ein  
freies belocktes Weib(= a free refined woman)’ と訳している。Thorpeは、‘loc-  
bore’ の行間注としたfri-wifが本文の中に入ったものと見ているが、‘locbore’ は訳  
さず、‘a freewoman locbore’ としている。

なお、‘gebete’ の主語を、その女性ではなく、相手の男性と見る説(Liebermann,  
op. cit. p.13)があるが、‘leswæs’ すなわち非道な行為は、必ずしも姦通とは限らな  
いから、その行為の相手も男性とは限らないであろう。第31条のように、姦通の場合  
は、相手の男性に責任を負わせているが、本条の場合は、次の第74条との関連から見  
ても、女性に損害賠償責任を認めているように思われる。すなわち、‘gebete’ の主語  
はその女性である。Thorpe、Attenborough、Schmidいずれもその女性と見ている。  
なお、損害賠償を受ける相手は、男女を問わず、その行為による被害者である。

74. Mægþbot sy swa friges mannes.

第74条 未婚の女性<sup>(1)</sup>が支払う損害賠償金<sup>(2)</sup>は、自由民の男性が支払うそれと同額でなければならない。

- (1) いうまでもなく、自由民の未婚の女性である。‘mægð’は、‘maid, virgin’で、‘Thorpe’は‘maiden、SchmidはJungfrau(=virgin)’と訳しているが、Attenboroughは、‘unmarried woman’と訳している。いずれも特に自由民としていないが、この点については、注(2)参照。
- (2) B. A-S D.は、‘mægð-bot’を‘a compensation for injured chastity’として、‘injury’の対象を狭く考えているばかりでなく、損害賠償金も女性に対して支払われるものとしている。この点、前条の違法行為を‘adultery’とし、‘gebēte’の主語を相手の男性と見る考え方に似ているが、B. & T. A-S D.は反対に、‘let the fine to be paid by an unmarried woman be the same as that by a free man(for the same offence)’のように、女性の支払う損害賠償金は、同一の違法行為について自由民の男性が支払うそれと同額でなければならないとしている。Attenboroughは、‘Compensation [for injury] to be paid to an unmarried woman——’としながらも、‘Or possibly, the compensation to be paid by an unmarried woman’として反対の解釈もあることを示している。しかし、‘paid to’でなく、B. & T. A-S D.のように、‘paid by’が正しい解釈と思われる。また、このように解釈すれば、当然に、自由民の女性ということになるであろう。

75. Mund þare betstan widuwan eorlcundre L scillinga gebete. Ðare oþre XX scill., ðare þridan XII scill., þare feorðan VI scill.

第75条 最も高い身分の豪族<sup>(1)</sup>の未亡人の保護権<sup>(2)</sup>の侵害に対しては50シリングの損害賠償金を支払わなければならない。第二の身分の未亡人については20シリング、第三の身分の未亡人については12シリング、第四の身分の未亡人については6シリングとする。

- (1) eorlcundre(=eorl's =earl's degree)については第13条の注(1)参照。
- (2) ‘mund’は、一般的にいて、‘were=wer’が個人の安全の保護を意味するのに対して、家族の平和の保護を意味する(B. A-S D.)。また、それは、王が国民に対してあ

たえる保護権すなわち法によって維持される一国の治安(the king's (queen's) peace)と同様に、家族の保護者または後見者 (mundbora多くは家長) がその家族に対してあたえる保護である(B. & T. A-S D.)。したがって、それは、婚姻の際に、新婦の家族が彼女に対してもっていた保護権を新郎の家族に移譲することの対価として、新婦の家族に支払われることがある(B. ibid)。また、未亡人の 'mund' は、彼女の夫の死後、彼女の家族がその保護権を買い戻す場合に支払われることがある。その場合には、損害賠償金ではなく、保護権買い戻しに対する対価である。未亡人が亡夫の家族の許可を得て、再婚する場合には、上述の婚姻の場合と同様である。このような場合には、保護権の侵害ではないから、'gebēte' とすることは誤りということになる。Attenboroughは、'mund' が 'the marriage price of a widow' の場合には、'gebete must have been inserted by mistake' といっている(Attenborough, p.178)。しかし、もちろん、保護権の侵害となる場合もあるであろう。'mund' は、'mundbyrdと同様、'the fine paid for a violation of mund' の意味で用いられることがあるからである。その意味では、Attenboroughのように、'The compensation to be paid for violation of the mund …… shall be 50 shillings' と訳し、Thorpeが、'let the bot be L shillings' とし、Schmidが、'büsse man mit 50 Schillingen' と訳しているのは、必ずしも誤りとはいえないが、あらゆる場合にviolationになるとは限らないことに注意すべきである。したがって本条の場合も、単なる保護権の対価と見ることもできるが、gebēteがあるから、その侵害と見て、前述のように訳出した。なお、この点については、第8条、第15条参照。

76. Gif man widuwan unagne genimeþ, II gelde seo mund sy.

第76条 自己の保護権の下にない<sup>(1)</sup> 未亡人を奪い取った者<sup>(2)</sup> は、その保護権の侵害に対して倍額の損害賠償金を支払わなければならない。

- (1) 'unāgne (<unāgen)' を、Thorpeは 'not in his own tutelage'、Attenboroughは 'who does not (of right) belong to him'、B. & T. A-S D.は 'of whom he is not the guardian'、Schmidは 'eine ihm nicht zugehörige Wittwe (<Witwe)' というように、ほぼ同様の意味に訳している。要するに、その未亡人に対して 'mund' を持た



ない場合である。

- (2) 'genimeð' について、Thorpeは 'the taking here spoken of was a forcible one' といっている (Thorpe, p.21)が、倍額の損害賠償金を課しているから、強制力をともなった場合と見てよいであろう。

77. Gif mon mægþ gebigeð ceapi geceapod sy, gif hit unfacne is.

Gif hit þonne facne is, eft þær æt ham gebrenge, 7 him man his scæt agefe.

第77条 男が代価を払って<sup>(1)</sup>未婚の女を買うとき、それが誠実な<sup>(2)</sup>契約であるときは、契約は成立する。これに反し、それが<sup>(3)</sup>不誠実な<sup>(2)</sup>契約であるときは、女をその家に連れ戻さ<sup>(4)</sup>なければならない。その代価は、その男に返済しなければならない。

- (1) 句読点 'comma' を 'cēapi' の前におくか、後におくかによって意味が違って来る。Thorpeは後において、'If a man buy a maiden with cattle, let the bargain stand' と訳している。これに対してAttenboroughは前において、'If a man buys a maiden, the bargain shall stand', としているが、'cēapi' の意味がはっきりと示されていない。Schmidは句読点を前において、'Wenn Jemand eine Jungfrau kauft, sei sie um das Gut gekauft', と訳し、'cēapi' に相当する語を後のClauseに含ませているが、実質的にはThorpeの訳に近い。Thorpeの訳がよいように思われる。'cēapi' は、古くは 'instrumental' であったが、その後、'dative' の、'cēape' が、'deopum cēape [at a great (deep) price] (Laws of Cnut c.18)' のように、その意味で用いられるようになった。ここでは、古い 'instrumental' が用いられているのである。'cēap(>cēapi)' は、本来、家畜cattleで、たとえば、100シリングは家畜100頭というように代価として用いられることがあったから、そのような訳も可能と思われるが、ここでは、家畜に限定せず、もっと広くpriceとした方がよいように思われる。なお、'gecēapod sý' の主語は、実質的に、Schmidの訳のように、sie(=she)ということになるであろう。
- (2) 'unfacne, facne' は、本条の男性、女性双方についていえる。たとえば、代価として提供した家畜が病気または不具であるとか、家畜以外の物にも瑕疵があるというよう

な場合は、男性の *fācne* で、その責任が問われるわけであるが、女性の *virginitas* (*virginity*) を否定する事実、または疑惑というような場合は (Schmid p.8) 女性の *fācne* で女性の責任が問われることになるであろう。どちらにしても、契約が成立しない場合には、男は女をその家に送り返し、その代価の返還を要求することになるのである。

- (3) 'hit' は 'neuter' で、'feminine' の 'mægð' にも、'masculine' の 'cēap (>cēapi)' にもかからないから、結局、実質的にその売買契約ということになるであろう。
- (4) *eft* は *ef* に *t* を補ったもの (Thorpe, *æfter or eft* p.23 ; Schmid, *ef(t)* p.8)

78. *Gif hio cwic bearn gebyrþ, healfne scæt age, gif ceorl ær swylteþ>.*

第78条 生存している子を生んだ妻<sup>(1)</sup>には、夫が先に死亡したときに、その財産<sup>(2)</sup>の半分をあたえなければならない。

- (1) 'hīo (<hēo=she)' は、明らかに妻である。すなわち、死産でない出産をし、なお、その子が生きている妻である。死産が多く、乳幼児の死亡率の高かった時代であるから、このような規定が設けられたものと思われる。
- (2) 'scæt' を、Thorpe は単に 'the property'、Schmid も 'das…… Gut' としているが、Attenborough のいうように、'the goods left by her husband' で、その家の財産すなわちこの場合は遺産といってもよいであろう。

79. *Gif mid bearnum bugan wille, healfne scæt age.*

第79条 妻が子供たちとともに家を去ることを望むときは、財産の半分をあたえなければならない<sup>(1)</sup>。

- (1) 夫が死亡した場合は、前条の規定によって、妻は財産の半分をあたえられるから、本条は、夫が生きている場合について規定したものと思われる。主語がないのは、前条との関連で省略されたもので、主語は 'hīo' すなわち妻である。財産も、前条と同様、夫または家の財産である。

80. Gif ceorl agan wile, swa an bearn.

第80条 夫が扶養する<sup>(1)</sup>ことを望むときは<sup>(2)</sup>、(妻の分け前<sup>(3)</sup>は)ひとりの子供の分け前に相当する分とする。

(1) 前条との関連で、目的語 'bearn' (子供たち [を]) が省略されている。

(2) やはり前条との関連で、妻が夫と別れて家を去るときである。

(3) 省略されているが、妻の分け前 (her portion [Thorpe]) (A share of the goods [Attenborough]) である。

81. Gif hio bearn ne gebyrþ, fæderingmagas fioh agan 7 morgengyfe.

第81条 妻が<sup>(1)</sup>子供を生んでいないときは、父方<sup>(2)</sup>の親族が嫁入道具<sup>(3)</sup>と初夜の翌朝の贈物<sup>(4)</sup>を取得するものとする。

(1) 前々条との関連で、妻が夫の家を去るときである。

(2) 妻の父方である。

(3) 'fioh' は一般に 'cattle, property' であるが、ここでは嫁資または嫁入道具である。

(4) 'morgengyfe' (<morgengifu) は結婚式終了後の翌朝新郎から新婦におくられる贈物 (Thorpe, p.24, B. & T. A-S D.)。富裕な人々の間では、しばしば土地の贈物という形をとったといわれる (Attenborough p.178)。

82. Gif man mægþmon nede genimeþ, ðam agende L scillinga 7 eft æt þam agende sinne willan ætgebicge.

第82条 未婚の女<sup>(1)</sup>を略奪した者は、保護権者<sup>(2)</sup>に50シリングを支払い<sup>(3)</sup>、後にその保護権者の意思に従って<sup>(4)</sup>、その女を買い取らなければならない。

(1) Attenboroughは、contextからいって free girl であるといっているが、50シリングという金額からいっても、奴隷ではなく自由民の女性であることは明らかである。

- (2) 'āgend' は、本来の意味は、'owner, possessor, the Lord' 等であるが、ここでは、'mundbora' (保護[権]者) の意味である。なお、この点について、Attenborough, p.178参照。
- (3) 'gebēte' が省略されている。
- (4) 'sinne willan ætgebicge' は彼の意思すなわち同意を買うということであるから、前述の50シリングに加えてさらに代価を支払うということになる。したがって、その50シリングは、損害賠償金と見てよいであろう。

83. Gif hio oþrum mæn in sceat bewyddod sy, XX scillinga gebete.

第83条 前条の女が、金品を受けて<sup>(1)</sup> 他の男と婚約したときは、(その男は前条の男に<sup>(2)</sup> 20シリングの損害賠償金を支払わなければならない。

- (1) 'in sceat' は、Thorpeの訳のように、'in money' であるが、この時代には、シリング(scilling)やシェアト(sceat)で表示されたとしても、主として財物や家畜が代価として(at a price—Attenboroughの訳) 提供されたものと思われる。Schmidの訳の 'um Gut' はそれをよく示すものといえよう。
- (2) 主語や目的語が省略されているが、損害賠償責任を負うのは婚約した男である。損害賠償金を受けるのは、前条の略奪した男であるがすでに、損害賠償金や契約金の支払いが終わっている場合である。Thorpeは、'Let him make bot…' Schmidは 'büsse man es…' と補っている。Attenboroughは婚約した男に前条の損害賠償金等に加えて支払うものとしている(ibid.)が、婚約した男に損害賠償金等を支払う理由はないように思われる。やはり、'gebēte' の主語は婚約した男とすべきであろう。

84. Gif gængang geweorðeþ, XXXV scill. 7 cyninge XV scillingas.

第84条 前条の女が連れ戻された<sup>(1)</sup> ときは、35シリングの損害賠償金<sup>(2)</sup> を支払い、かつ、王に対しても15シリングの損害賠償金<sup>(2)</sup> を支払わなければならない。

- (1) 'gængang' の語尾のgはもともとはなかったが、後に、(明らかにMS.の筆写者によって) 'gængan' と次の語の間の狭い空間に、挿入され 'gængang' の形になったといわれている (Thorpe, p.25) が、gでなくsを補って 'gængans' とするものもある (B. A-S D.)。語尾のsはラテン語の形容詞 'praegnans' の語尾の-nsの影響によるものか定かでないが、WilkinsとLyeも 'gængans' としている (Schmid, op.cit. p.9)。

その意味については、Thorpeは、まったく不確実であるが、文脈から判断して、'pregnant' と思われるといっている (Thorpe, ibid.)。B. A-S D.も、'praegnans(L)' とともに 'pregnant' をあげている。B. & T. A-S D.は 'pregnant? prægnans?' として、その意味を断定していない。これらに対して、Liebermannは、'gængangは gean(=gegen, zürick=against, back)' と 'gang(=Gang=going)' の合成語であるとしている (Liebermann, p.16)。Schmidは、'Wenn sie...wird' としてgængangを訳していないが、ラテン語の形容詞の 'rediens', 分詞の 'reversus' または名詞の 'reditus' および 'recursus' の 'dative' (いずれもreturn、turn back等の意) が 'gengang' の意味であるとし、さらに 'si(rapta) revertitur (ad patrem)' 「略奪された女性が父親のもとに連れ戻されたときは」というラテン訳をつけて、Liebermann説に傾いていることを示している (Schmid, ibid. pp.9-10.)。もともと、連れ戻されたところが親もとか最初の男のところか断定することはできないであろう。また、Attenboroughも、'If she is brought back' と訳して、Liebermann説をとっている。要するに、'pregnantかbrought back' かということになるが、損害賠償責任を負っている男は、略奪した男であるから、ここでもまた強制的に、連れ戻したものと見て、Liebermann説に従っておく。

- (2) 損害賠償額の35シリング+15シリングは、合計すると第82条の50シリングと同額になり、第83条の規定による20シリングを加えて得た損害賠償金等の大半を再び失うということになるのである。なお、王に対して支払う15シリングは 'wite' (罰金) というよりも王の 'mundbyrd' (保護権) の侵害に対する損害賠償金と見るべきであろう。

85. Gif man mid esnes cwyman geligeþ be cwicum ceorle, II gebete.

第85条 最下層自由民<sup>(1)</sup>の女と、その夫の生前に同衾した者は、2倍の損害賠償金<sup>(2)</sup>を支払わなければならない。

- (1) 'esne' は、もとの意味は 'harvester' ([穀物の]刈入れ人夫) (Attenborough, p.178)で一般に、'a man of servile class' とされ、その身分は、'pēow' (奴隷) と差異がないとする解釈もある (ibid)が、少なくともKentでは 'pēow' ほど下層ではなく、最下層の自由民であったと考えられる。すなわち、土地の保有の程度によって要求される労働を課された貧しい自由民で、'the læt class' の半自由民ともいわれている (ibid)。'læt' については、第26条注(1)参照。
- (2) 2倍の損害賠償金といているが、何の2倍になるのか明らかでない。第16条の下層自由民の献酌婦は、前述のように、第一級の奴隷で、その損害賠償金は6シリングであるが、本条の最下層自由民の女の場合は、それよりも身分が高いから、損害賠償金も多いはずである。仮に12シリングとすれば、その倍額は24シリングとなる。20シリングとすれば40シリングである。第31条の自由民おそらく 'ceorl' の妻の 'wergeld' (人命金) が100シリングとすれば、それよりはるかに少ないことになるが、'esne' の身分からいったかなりの差がつくのはやむを得ないであろう。

86. Gif esne oþerne ofslea unsynnigne, ealne weorðe  
forfelde.

第86条 最下層自由民<sup>(1)</sup>が、罪を犯したことの無い<sup>(2)</sup>最下層自由民を殺したときは、人命の価値<sup>(3)</sup>の全額を支払わなければならない<sup>(4)</sup>。

- (1) 'esne' については前条注(1)参照。
- (2) 罪を犯したことのある最下層自由民を殺したときはどうなるか。明文の規定がないが、おそらく審判官の裁量によって減額されることになると思われる。
- (3) 'weorð' すなわち 'mannweorð' (人[命]の価値または価格)で 'wergeld' ではない。自由民といっても、最下層自由民で半自由民ともいべき身分であったから、'wergeld' は認められなかったと思われる。しかし、自由民である以上、損害賠償金支払いの義務は課されていた。そして、支払うことができない場合にだけ、雇主がその責を負ったのである (Liebermann, p.16)。Liebermannは、'esne' を der Unfreie (=the unfreeman) としているが、損害賠償責任があるということは、自由民の一面があることを示している。また、損害賠償金を支払うことができない場合に雇主がその責任を負ったということは、むしろ奴隷に近い一面があることを示しているといえよう。

- (4) 'esne' は労働を課されていたから、その損害賠償金は、大部分、その主人に対して支払われたものと思われる。

87. Gif esnes eage 7 foot of weorðeþ aslagen, ealne weorþe hine forgelde.

第87条 最下層自由民の片方の眼を打ちくだき、かつ<sup>(1)</sup>、片方の足を切断した者は、その被害者に、人命の価値の全額を支払わなければならない。

- (1) MS. は7(=and)である。Thorpeはandと訳しているが、Liebermannは片方の眼または足の損傷だけで雇主にとってwertlos(=worthless)になるとして'und' hier='oder'としている(p.16)。SchmidもLiebermannと同様に'oder(=or)'としている。Attenboroughはandと訳しながらも、Liebermannが'and'を'or'の意味に訳している理由に注目しているように思われる。しかし、人命の価値全額の賠償をするとすると、oððe(=or)でなく、andとして、片方の眼と足を含めた方がよいように思われる。片方の眼または足だけの損傷では雇主にとって無価値になるとは限らないし、それだけで人命の価値全額を支払うということになると、前条の規定との均衡を失することにもなるであろう。

88. Gif man mannes esne gebindeþ, VI scill. gebete.

第88条 他人の使用する最下層自由民を監禁した者は、6シリングの損害賠償金<sup>(1)</sup>を支払わなければならない。

- (1) esneの使用者に対してである。esne(最下層自由民)を使用するのは、通例、ceorl(下層自由民)以上の自由民と見るべきであろう。

89. Deowæs wegreaf se III scillingas.

第89条 奴隷による路上の強盗<sup>(1)</sup>は、3シリングの損害賠償金とする<sup>(2)</sup>。

- (1) ‘*þēowæs wegreaþ*’ をThorpeはthe ‘weg-reaþ’ of a ‘*theow*’, Schmid も ‘*eines Hörigen Wegraub*’ として *þēow* が主語とも目的語ともとれるように訳しているが、Attenboroughは、‘robbing a slave’ としながらも、Liebermannの ‘robbery by a slave’ という解釈を注にあげている。奴隷の生活状態から見て奴隷に対する強盗よりも奴隷による強盗が普通であったと思われるのでここでは奴隷による強盗と解すべきであろう。
- (2) 動詞 ‘*bēon*’ の接続法単数(*sī(e)*=shall be, is)と接続法複数(*sī(e)n*=shall be, are)は本法では*sīo* (第46条) *sīen* (第47条) *sīe* (第58条、第59条、第60条、第63条) *sī* (第19条、第74条、第76条、第83条) *sē* (第89条) のような形で出て来るが、母音は、ほとんど全部、円唇母音で、‘*sē*’ のような非円唇母音は、第89条に出て来るだけである。Kentishの母音の非円唇化は、9世紀からといわれるが、そのころの母音の名残であるか、それとも、それ以前にすでにエセルバート時代にそのような傾向が見られ、それが残存したものであるか定かでないが、Kentishであることを推測させる語の一つであるということ是可以であるであろう。

なお、‘*gebēte*’ が用いられていないが、当然に3シリングの損害賠償金を奴隷または奴隷主が被害者に支払うということである。奴隷の違法行為に対する損害賠償責任は、原則として、奴隷主が負わなければならないが、奴隷にも身分の差があり、中には損害賠償金を支払うことができるものもいた。第90条はそのことを示している。したがって、本条や第90条のように比較的小額の場合は、奴隷がその責任を負う場合があったと思われるが、奴隷が支払うことができない場合には、当然に奴隷主が支払うことになるであろう。

## 90. Gif þeo stelep, II gelde gebete.

第90条 奴隷<sup>(1)</sup>が物を盗んだときは、2倍の損害賠償金<sup>(2)</sup>を支払わなければならない。

- (1) ‘*þēow*’ のwは、別の筆写者によってつけ加えられたものといわれる(Attenborough, p.16)。
- (2) Thorpeは、単に ‘Let him make twofold bot,’ Schmidも ‘*büsse er es doppelt*’ とするだけであるが、Attenboroughが、‘he shall pay twice the value [of the stolen goods]’ と補っているように、盗品の価格の2倍の損害賠償金である。



## 〔Ⅲ〕

エセルバート法典の90ヶ条の規定の内容はおよそ以上のとおりであるが、それらの規定の中で特に注目される点は、まず第一に女性との同衾に関する、規定が多いということである。第10条、第11条、第12条、第14条、第16条、第31条、第73条、第85条等の規定がそれである。それらは、主として加害者である自由民の男性について規定したものであるが、相手の女性の地位身分等によって損害賠償額が異なり、奴隷のように身分の低い女性に対する不法行為ほど損害賠償額が少ないのである。自由民の女性の地位も、奴隷ほどではないが、低かったし、第31条、第77条、第82条等の規定に見られるように、女性の売買、略奪さえもおこなわれていた。これらのことは、この時代のケントが、まだ、奴隷制を経済的基盤とする社会であることを示している。イギリスで、中世の封建社会の経済的基盤とされる農奴性が確立するのは10世紀とされるから、この時代のケントの社会はまだ古代社会そのものであったということができるとであろう。

第二に注目される点は、人を殺し、傷害し、女性を略奪するというような場合に、刑罰を科することなく、人命金や損害賠償金を支払わせるということである。しかも、身分や地位によって、人命金や損害賠償金の額が異なる。特に損害賠償金は第一条以下ほとんどすべての条文に規定されているのである。

第三に、この法典は、人の身体に傷害をあたえた場合を具体的に列挙している。近代法は、たとえば、わが国の現行刑法は、「人ノ身体を傷害シタル者ハ」「人ヲ傷害シタル者ハ」と抽象的に規定するだけで、具体的に身体のどの部分にどのような傷害を与えたかを列挙するような事はしない。ところが、この法典では、次のように、傷害の種類や程度が具体的にあげられている。

人の毛髪を強く引張る（第33条）、人の骨を露出させる（第34条）、骨を傷つける（第35条）、頭頂骨の損傷（第36条）、脳膜の損傷（第37条）、片方の肩を不自由にする（第38条）、片方の耳を聞こえなくする

(第39条)、片方の耳を切り落とす(第40条)、片方の耳に穴をあける(第41条)、片耳を切り裂く(第42条)、片眼を失明させる(第43条)口または眼に形を損なうけがをさせる(第44条)、鼻の刺し傷(第45条)、片方のほほの刺し傷(第46条)、両ほほの刺し傷(第47条)、鼻の深い傷(第48条)、あごの刺し傷(第49条)、あごの骨の損傷(第50条)、歯を折る(第51条)、言語能力の障害(第52条)、腕の深い刺し傷と骨折(第53条)、指を切り落とす、親指の爪をはがす(第54条)、指の爪をはがす(第55条)、顔の傷あと(第56条)、鼻の殴打(第57条)、鼻の殴打の傷あと(第58条)、衣服に覆われない部分の傷あと(第59条)、衣服に覆われる部分の傷あと(第60条)、腹部の傷(第61条)、恥丘の傷(第63条)、生殖器の機能不全とその傷(第64条)、大腿部の骨折(第65条)、肋骨を折る(第66条)、大腿部に刃物等を突き通す(第67条)、大腿部の腱の傷(第68条)、片方の足の切断(第69条)、足の親指の切断(第70条)、足の親指以外の指の切断(第71条)、足の指の爪をはがす(第72条)、片方の眼の失明と片方の足の切断(第87条)。このように、頭の前から足の先まで、その傷害の種類や程度はきわめて具体的である。まさに、‘a tariff of offences and atonements’ (罪とあがないの料金表)<sup>(1)</sup>といわれる所以である。

ところで、エセルバート法典のこれらの規定には、訴訟手続に関する規定は含まれていない。しかも、エセルバート時代の裁判や訴訟手続を示すような法律は、何も残されていないのである。しかし、エセルバートから100余年後のウェスト・サクソン王イーネ(Ine)の法典(第37条および第62条)にはceac (=caldron=ordeal)<sup>(2)</sup>に関する規定があるし、また、裁判に訴えることなしに自力救済を求めることをきびしく禁止する次のような規定がある。

Gif hwā wrace dō ærðon hē him ryhtes bidde, þæt hē him onnime agife 7 forgielde gebēte mid XXX scill. (裁判を求める前に自力救済をした者は、手に入れた物を放棄し、あたえた損害を賠償し、かつ、(王に対して)30シリングの損害賠償金を支払わなければならない〔第9条〕。)

また、エセルバートから350年ほど後のウェスト・サクソン王エドガ

—(Edgar=Eadgar=Ædgar)の法典には裁判手続きに関する次のような規定がある。

I 1. *Ærest, þæt hī (=hundred gemōt) hēo gegaderian ā ymb fēower wucan, 7 wyrce ælc man oðrum riht.* (第一に、村裁判所は、4週間に一度集合開廷し、各人は、同胞に対して正義をおこなわなければならない。)

III 5.7 *hæbbæ man þriwa on gēare buruhgemōt 7 tuwa scirgemot. 7 þær bēo on þære scire bisceop 7 se eardorman, 7 þær ægðer tæcan ge Godes riht ge woruld-riht.* (また、城市裁判所は、年に3度郡裁判所は、年に2度開廷しなければならない。)

また、郡裁判所においては、司教および大守が出席し、共に、世俗法と同様に神の法を啓示しなければならない<sup>(3)</sup>。

このような規定は、エセルバート法典には存在しないが、しかし、エセルバートの時代にも、おそらく、制定法でなくても、慣習によって支えられたそれに近い何らかの訴訟手続きがおこなわれていたように思われる。違法行為や損害賠償について規定しながら、それを実現する手段がないとは考えられないからである。もちろん、前述のエセルバート法典の‘bōt’や‘wite’の規定に見られるように、民事裁判と刑事裁判の明確な区別はなかったし、改宗したばかりのケントでは、世俗裁判所と教会裁判所も分かれていなかったにちがいない。

しかし、何らかの裁判がおこなわれた以上原告と被告が事実関係や各条文の規定の解釈をめぐる議論をたたかわせ、その解釈が大きく対立したことは当然考えられるのである。そのような対立は、法の解釈に必然的に伴うものと思われるが、本稿の解説もそれを避けることができなかった。しかも、その上に、現在残されている写本では、空白になっている語もあるし、文字が欠けていて意味を確定することができない語もある。また、文字は欠けていなくても、意味の不明瞭な語、その後のOEの中では用いられていないため意味の確定が十分にできない語等があり、それらをめぐる学者の間の解釈の相違や意見の対立があることは前述のとおりである。

おそらく、本稿においてもケント王エセルバートの立法者としての意

図とは大きく異なる解釈論が展開されているかもしれない。ナポレオン(Napoleon I)は、ナポレオン法典の発布後いろいろな解釈が生まれたことを嘆いて、‘Mon code est perdu!’(わが法典は消失せり)といったと伝えられているが、ナポレオン法典が200年後の今日なお消失していないのは、学說的解釈によって、古い皮袋に新しい酒が盛られて来たからだといわれる<sup>(4)</sup>。本稿の解説についても、地下のエセルバートがナポレオンと同じように、たとえば、‘Mine dōmas losedon’(わが法典は失われたり。)というようなことばで嘆いているのが聞こえて来るようであるが、しかし、それにもかかわらず、この小論が、エセルバート法典の古い皮袋に多少とも新しい酒を盛ることができて、初期アングロ・サクソン社会の一面に、一条の光でも当てることができたとすれば、それは、筆者にとって大きなよろこびとしなければならないであろう。

なお、アングロ・サクソン時代の法典には、Ethelbert法典のほかに、Wihtred、Ine、Alfred、Edward、Æthelstan、Edmund、Edgar、Æthelred、Cnut等の法典があるので、これらの法典についても、稿を改めて、解説を進めて行く予定である。

- (1) Pollork and Maitland, op. cit. p.7.
- (2) ‘ordeal’ すなわち試罪法ないし神明裁判は古代、中世のゲルマン民族の間でおこなわれた裁判で、熱湯の中に腕を入れさせる、水中に沈める、焼けた鉄の棒を握らせる、一定の量のパンやチーズを飲み込ませる、というような方法でおこなわれた。ceac(=ca(u)ldron)は大がまで熱湯の容器であるから、熱湯の中に腕を入れさせる試罪法で、わが国でも古代に(允恭天皇によっておこなわれたといわれる(盟神)探湯(くかたち)は、そのような裁判法である。
- (3) 国の世俗裁判所の運用する世俗法と教会裁判所の運用する教会法の明確な分離はノルマン人の征服(Norman Conquest)後とされているが、Edgarの時代にも、すでに世俗法と神の法すなわち教会法の或る程度の区別が認められていたことは、この規定から明らかである。ただ、実際の運用では、それほど明確な区別はなく、公的な事柄で学問的知識をもち、組織的な訓練を受けた唯一の司法官であった(Pollock and Maitland, op. cit. p.40)司教は、ここに規定されているように、聖職者でありながら、郡裁判所で世俗的事件の広汎な権限をもっていたのである。
- (4) 穂積重遠「法学通論」(新法学全集)96頁。